

令和6年12月9日 議案審査（総務建設分科会・委員会）

開会 午前11時00分

○事務局（瀬々 君） それでは、改めまして、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立お願いいたします。相互に礼。着席ください。

それでは、西下分科会長よりご挨拶をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、こんにちは。とりあえず補正予算をまずやっていたで、その後、また切り替えると。またこの後も続いていますので、委員のご協力をお願いいたします。

以上となります。

○事務局（瀬々 君） ありがとうございます。それでは、ここから先の進行につきましては、分科会長、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第73号 令和6年度菊川市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務建設分科会所管に係る項目を議題とします。

それでは、これより質疑を行います。部ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。また、発言する際は、番号、役職名をはっきり述べてください。限られた時間を有効に活用するために、意見については自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、12月18日に開催予定の一般会計予算決算委員会にて採決を行います。

初めに、消防本部の審査を行います。八木消防長、所管する課名等を述べてください。

○消防長（八木一巳君） 改めまして、おはようございます。消防長でございます。

今回の補正に関しましては、消防からは、消防署1所になります。すいません。出席のほう、それぞれの課長は出ていますが、1所になりますのでよろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員

からの質疑を行います。ということで、1つ目を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。9款1項1目救急活動事業費、説明資料、タブレットのほうは99ページになりますけれども、除細動器はどんなときに活用するものか。

また、保守点検期間は。

附属品の中にCO₂センサーがありますけれども、その役割についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 消防署長の二俣です。どうぞよろしくお願いします。松本議員の質問にお答えします。

初めに、除細動器はどんなときに活用するのかについてですが、皆さまご存じのAEDと同じで、心肺停止状態の傷病者に使用します。また、この除細動器は、電気ショックだけではなく、心電図波形の測定や、窒息などが原因で心肺停止となった傷病者に医師の指示により気管にチューブを挿入し、空気の通り道を確保する気管挿管を実施したときに、二酸化炭素濃度を測定することに活用します。

2つ目の保守点検期間はについてですが、医療機器は、いつ、いかなるときも正確な数値により必要な医療行為を決定するため、購入から4年目、7年目で実施しており、10年目で救急車の更新と合わせて更新しています。

最後に、附属品、CO₂センサーの役割はについてですが、先ほど説明させていただいた気管挿管を実施したときに、チューブが気管に正確に挿入できているかを、肺から排出される二酸化炭素濃度を数値とグラフによりリアルタイムで確認するために必要なものがCO₂センサーとなります。CO₂センサーは、医療事故を防ぐため、静岡県のメディカルコントロール協議会で決められた救急活動プロトコールにおいても最重要資機材とされています。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。先ほど、気管挿管ということ、説明であったんですけども、実際に医師の判断を仰ぐ場合、AED、そういったものについては、医師の相談、そういったものを仰がないような形になるかと思うんですけども、気管挿管だけは医師の診断を、いわゆる相談しなくてはならないということだけなんですか。どうですか。その点について。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） まず、通報の時点で、意識がないとか認識がない重篤な状況にな

りそうなときを予想されるときは、事前に事前管制というものを病院の医師に取り付けます。それで、実際に現場に行って観察をしたところ、こういう行為が必要だということになれば、除細動、またはルート確保といひまして輸液の確保、そういったもの、あとは今松本委員がおっしゃられたような挿管、このような行為をしてもよろしいかということを示を仰いでおります。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。医師に相談する関係で、時間があんまり長くなってしまって、仮にいわゆる亡くなってしまふってケースがあり得ると思うんですけども、そういったときにはどういうふうな対応を今現在しているのか、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） それでもやはり医師の指示は仰いでおります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

〔「ありがとうございます。」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。ちょっと確認をさせてください。

今、多分、医療行為なので、救急救命士の方が医師の指示を仰いで処置をされるんだと思うんですけども、この保守点検なんですけど、多分、救急車って1台だけじゃないですよ。そうしますと、保守点検に関して、1台に1つの機種があるということは、大体今何台救急車があって、それに対して何台分の除細動器を必要とするのか、その説明を詳しくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 現在、菊川市の消防署には3台の救急車があります。3台ともほぼ同じ内容で装備をしております。除細動器も3台、ストレッチャー——ベッドですね——こういったものも3台、同じセットが3台あるということでご理解お願いいたします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） すいません。関連でさせていただきます。

今、3台で同じ設備があるということなんですけれども、この保守点検は3台とも必要だということなんですか。それとも、その中の何台かが必要だったかということをお伺い

と教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 3台ともに同じ保守点検をやっております。

ただし、先ほど申し上げましたように、新車から購入の4年目、7年目、10年で更新しておりますので、全てずらしております。今年はこの救急車、来年はこの救急車、1年空いてこの救急車、このような感じがかぶらないように。財政的なものもありますので、なるべく平らになるような感じで進めさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質疑を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。よろしくお願いします。

款項目一緒です。タブレットのページも同じでございます。CO2センサーの故障を発見した理由、どういうふうに見つけたかです。

それから、予備のCO2センサーを常備しているかにもよろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） ご質問にお答えします。

まず、CO2センサーの故障を発見した経緯ですが、署内の点検、毎週やっておりますが、ここで異状が確認され、業者による保守点検を実施したところ、断線による故障が判明しました。

松本委員のお答えでもしてありますが、更新から7年、4年目で保守点検を実施しておりますが、今回は7年目の点検となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） あと、すいません。予備のCO2センサーは常備しているかという質疑ありますので、よろしくお願いします。

○消防署長（二俣 君） 続けます。

次に、予備のCO2センサーを常備しているかについてですが、除細動器のCO2センサーの予備は備えておりません。救急車には同様の装置が取り付けられておりますので、こ

の装置と切り替えて使用しております。車載の装置は車外に持ち運ぶことはできません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 予備はないということですが、車載のものはあるということで、それで多分、対応されていると思いますけど。

もう一つ、署内の点検によりということありましたけど、たまたま7年目の点検というものもありましたけど、署内の点検でもこれは常々見ておられるということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 消防署長です。毎週、毎日のように点検をやっておりまして、この際、エラーメッセージが出ましたので、これはおかしいということで、たまたま今年保守点検の年でしたので、それを早めまして業者に見ていただいたと、そんな感じです。

終わります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この機器というのは、年間に何分ぐらい使われるものなんですか。年度によって違うとは思いますが、おおむねで結構です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 先ほど言われたCO2センサーの実績というものはそれほどないんですけども、この持ち出しの除細動器はほぼ全ての救急で持ち出ししております。

なぜかと言いますと、心電図も測れる、急な状態変化にも対応できるように必ず持ち出しで使用しておりますので、救急の件数が1,800件ほどありますけども、ほとんどの事案で持ち出しということで、使用頻度は非常に高いものになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。先ほどのご答弁の中で、更新年度がたまたま7年目だったので、前倒しで今回点検されるということなんですけれども、これ、令和7年度に計上予定だった点検費用を前倒しで補正で出されているという認識でよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 今回、故障が発見された除細動器ですけども、今年度予定しておりました。それをメーカーから代替機、なくなってしまうたら困るものですから、それを用意していただく、その時期の調整を早めたということで、普段であれば秋口ぐらいにやる予定でしたが、こういった事象が発見されたものですから、業者との調整を早めて実施したと、こんな感じです。

終わります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。すみません。そしたら、秋口に点検予定だったことなんですけれども、今回上がってきている予算は、故障したものの修繕費で上がってきているんですが、業者との代替機の手配の、今年度7年目の点検を実施される——ああ、修繕費だから、今回の補正は点検費用とは別に修繕費で計上されているということですね。ごめんなさい。大変失礼いたしました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はよろしいですか。

○6番（須藤有紀君） 失礼しました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですね。関連質疑はほかにごございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、これで一応、消防本部は終わりですが、全体を通して何かあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、終了でということで、お疲れさまでした。以上で消防本部の審査を終了します。ここで執行部退席となります。

続きまして、総務部の審査を行います。中川総務部長、所管する課名等を述べてください。
中川部長。

○総務部長（中川敬司君） 総務部長です。総務部、所管する課は、市長公室、総務課、地域支援課となります。

市長公室につきましては、今回の補正で、債務負担行為の設定のみということでよろしく
お願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員から行います。ということで、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。2款2項3目職員給与費、これは税務課の対象になりますけれども、タブレットのほうは27ページ。今回の補正内容でありますけれども、説明資料の中に、定額減税に伴う業務量増による時間外手当200万円の財源内訳が一般財源とあるが、国の負担すべき事務費ではないかということでお伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。松本委員の質疑にお答えいたします。

定額減税の事務に関しましては、定額減税で減税し切れない方へ支給する調整給付金の事務のほかに、通常の課税処理の業務に国外の扶養者の判定処理などを入力したりチェックしたりと、そういった業務が増えています。ですので、通常の年より業務が増えているような状況でございます。

調整給付金の事務に関しましては国からの補助がありますが、通常の課税処理業務の増加分に対しましては毎年行われる税制改正への対応となりますので、国からの補助の対象とはなりません。

また、調整給付金の事務に関連して発生した時間外勤務につきましても、日中に調整給付金の事務を行ったことにより処理し切れなかった通常の業務を時間外に行うこととなった場合には補助の対象とすることができないため、今回計上する時間外勤務手当につきましてもは全て一般財源となっているものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今の説明であれば、当然、国からのいわゆる支援はないということでありまして、実質的にこの200万円が全てこの業務になっているのかというのと、そうでもないと思うんです。これから、要するに確定申告の状況、こういったものもあるものから、一応これを含めて200万円という増額の補正をしているのか、お伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。今、松本委員おっしゃったとおり、これまでの税務課の時間外勤務手当の支給状況からして、ちょっと今の予算額だと、今後、確定申告の事務を行ったときに支出する額で不足が見込まれるというところで、今回補正をさせていただいているものとなります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。もう一点、定額減税の中に一体支援枠というものがあるかと思うんです。要するに、本年度できない部分を翌年度に回すぐらいの関係の事務なんです、事務費。こういったものが交付されるようなことが、よく、見ているとあるんですけど、それはどういったことなんでしょうか。もし分かったら、説明をお願いしたいところであります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。すいません。その部分の、今年度の分を来年度もというところは、多分、そこに給付金が充てられるとすると、そこは来年度の予算として計上されることになろうかと思えます。多分、それを処理するのはきっと来年度に入ってからになると思えますので、そうすると、その関係の事務費として時間外勤務手当にお金がつけられるとすると、来年度予算に計上するということになるのではないかというふうに、ちょっと今分かっていないもんですから、多分そうなるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 7款1項1目の職員給与費、産業支援センターということで、説明資料、タブレットの85ページになります。補正の理由のところに、給与変動、手当額不足による流用対応ということで、ちょっとそこら辺の説明をもう少し詳しくお願いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。山下委員の質疑にお答えします。

給与変動、手当額不足による流用対応ということなんですけれども、この科目には産業支援センターに配属した職員の分の予算を見込んでいるんですけれども、そのうち通勤手当の支給額が、当初予算で見込んでいた金額よりも実際に配置された職員の関係で多く支出しなければならなくなりまして、予算不足が生じることとなったため、9月の補正予算で通勤手

当の増額補正をさせていただいております。

ただ、9月の補正予算で計上した通勤手当の金額につきましては、補正予算の要求の実施時期と、あと人件費の予算に給与管理のシステムを用いて電算処理を行っている関係上、6月の給与支給後の状況を基に積算した7月以降の通勤手当の不足額について計上したものとなっております。

ですので、9月補正が議決されるまでの7月から9月までの3か月分の通勤手当の支払いについては、不足分を給料の予算から流用して支給しています。ですので、9月補正予算の議決後においては、流用で増額した3か月分の通勤手当8万4,000円が年間の所要額に上乘せられて計上された状態となっております。

一方で、流用元の給料につきましては、流用した8万4,000円の不足が生じるというふうになるので、今回の補正において調整をさせていただいたというものでございます。それを指して、すいません、給与変動、手当額不足による流用対応というような説明とさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項8目防犯対策推進費についてお伺いいたします。説明資料は20、タブレットで22ページになります。修繕が必要になった経緯及び修繕内容、また該当箇所についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎地域支援課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。お答えします。

今回修繕が必要になった経緯につきましては、自治会要望の防犯灯設置取替え工事の現場確認で市内を回っていた際、市有防犯灯が不点灯の状態になっていることを確認したことによります。

修繕箇所及び修繕内容は、菊川市本所地内の市道牛淵谷田部線に設置しております市有防犯灯2基となります。これらの防犯灯はそれぞれ、平成20年10月、平成23年1月に蛍光管防犯灯からLED防犯灯への付け替えを行っておりますが、故障に伴い、LED一式の交換を

行うものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問も須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項9目地域間交流費、債務負担行為についてお伺いいたします。説明資料で、タブレットで24ページになります。小谷村交流体験ツアー業務委託の内容は、また、2019年実施と同様かということで、フェイスブックで2019年に実施された要項は確認させていただいたんですけども、予算書を令和元年度まで遡ったんですが、同様の債務負担をされたような形跡が見当たらなかったもので、内容についてお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。澤崎課長。

○地域支援課長（澤崎文宏君） 地域支援課長です。お答えします。

今回の業務委託の内容は、菊川市民を対象とした長野県小谷村への交流体験ツアーの企画旅行業務を委託するものであります。前回2019年、令和元年度実施と同様に、ツアー全行程の調整管理、参加者の募集、借り上げバス等の交通及び宿泊の手配などを行う業務委託となります。

なお、前回の2019年、令和元年度は10月に実施していたため、当該年度中に十分な準備期間があったことから、債務負担行為は行っておりません。

令和7年度につきましては、長野県小谷村との盟約締結25周年を迎えることから、盟約締結月の5月から6月頃の日程で交流ツアーを実施したいと考えており、募集期間を考慮して、3月中には業務委託契約を締結したいため、今回の補正予算において債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。その他関連で質疑のある委員は挙手をお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ないですね。以上で総務部の審査を終了します。ここで執行部退席となります。お疲れさまでした。

続きまして、企画財政部の審査を行います。勝浦企画財政部長、所管する課名等を述べてください。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長でございます。企画財政部内、企画政策課、財政課、税務課となります。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員からの質疑を行います。ということで、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。2款1項1目庁内情報システム運用費、タブレットのほうで4ページになります。債務負担行為番号が859であります。契約の種類、契約書の情報、ライセンス契約と利用契約の違い、こういったものを説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合企画政策課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。松本議員の庁内情報システム運用費につきましてお答えいたします。

債務負担行為番号859、ソフトウェアライセンス更新業務になりますが、この業務の契約の種類についてですが、この業務はソフトウェアライセンスの利用契約を締結しているものでございます。主に庁内ネットワーク端末のウイルス対策ソフトや外部からの不正アクセスからサーバーを守るファイアウォールなどのセキュリティソフトの年間ライセンスを更新する業務となっております。

2つ目の契約の条項についてですが、業務の対象となります物品、この場合ソフトウェアになりますけれども、や、金額、検査の手続、支払い方法、契約解除の要件など、契約の一般的な項目のほかに、利用契約の特有の項目といたしまして、対象ソフトウェアの所有権や権利、義務の譲渡などの制限等など対象ソフトウェアの権利に関する条項を規定しております。

3つ目のライセンス契約と利用規約の違いでございますけれども、一般的なソフトウェアライセンス契約とは著作権者から使用の許諾を得る契約になります。一方、利用規約につきましてはソフトウェアの利用に関する細かなルールがまとめられているものでありまして、

多くはライセンス契約の一部として定められている場合が多いと認識をしております。

当市のソフトウェアライセンスの利用契約につきましては、個別のソフトウェアライセンスの契約とは少し異なりまして、複数の汎用の個別に契約を要しないソフトウェアライセンスの調達をまとめて更新手続きをお願いしているというような業務になりまして、一般的なソフトウェアライセンス契約の条項である使用許諾や利用規約に定める目的外利用の禁止などについては、個々のソフトウェアのほうの同意のほうで上げておりますので、規定をしていないということになっております。

説明は以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 今の説明の中に、特にライセンス契約と利用規約の違いの関係の説明があったわけですが、ルールはルールであるかと思うんですが、利用規約の関係が契約に、契約書、こういったものに含まれるかどうかということ、それを1点お聞きしたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 利用規約の内容等につきまして、ソフトウェアを購入した段階で、そもそも同意をして……。

〔発言する者あり〕

○企画政策課長（落合要平君） ええ、契約しているという話になって、最終的に私どもが行っている販売店から買う、そこから私どもが取得するときに、その権利を取得するという形になっています。当然そういう義務のほうも、当然私どもが義務を有するという形で、理解をしておるところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。契約上、特に注意すべき事項というのがあるかと思うんですが、その点について少し説明と、あと限度額が想定をされているんですが、ここに429万1,000円でありますけれども、このいわゆる計算方法と根拠、こういったものを説明お願い。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○企画政策課長（落合要平君） 企画政策課長でございます。まず契約上の特に注意する点というものについては、先ほども第一答弁でお話したように、ソフトウェアを購入して使い始

めた段階で、もう実際にそのソフトウェアを作っているところとのその著作権について、うちのほうが利用させていただくという契約が物を買った段階で成立していて、それを私どもの直接お願いしている業者さんから頂くときに、その利用規約を守るんだということで認識をしながら使わせていただいているというところが普通の契約と少し違うのかなというところで注意をしているところでございます。

限度額の算定に当たりましては、先ほどから出ているいわゆる汎用のソフトなので、そのあたりで市販をしているものと同じになりますので、ただ、それがオープン価格であったりするものですから、それはその調達をしていただく業者から見積りをいただきまして、その金額の積算で、合計で金額のほうを計上しているとそういう内容のものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。2款1項1目一般管理総務費の関係で、これは財政課に当たると思いますがけれども、タブレットのほうが7ページ。印刷枚数の増加理由。これは高速の印刷機を入れたということで説明が予算のときにあったんですけれども、この増加理由とペーパーレス化の考え方をお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。まず印刷枚数の増加理由としましては、市制20周年記念事業、こちらの実施によりまして、カラー印刷でのチラシや市民に周知すべき事業の説明資料の印刷枚数、これが例年より増加したことが理由と考えております。

ペーパーレス化の考えについてですが、市内での会議や研修におけるペーパーレス化につきましては、基本的に職員はパソコンを会場に持参しデータを確認する方法としております。

なお、イベント等の周知については、市のホームページであるとか、SNSを活用しましてチラシ等の印刷枚数を必要最低限に抑えたり、また電子申請の導入も進めまして、紙での申請件数を削減する等の対策を取っております。

今後もこれらの取組を継続するとともに、このほかに取り組める手法があれば、さらにペーパーレス化を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、ペーパーレス化について説明があったわけですが、この中で、ファックスの使用というのがあるかと思うんですけれども、かなり減っているかと思うんですけれども、議会のほうではファックスというものをまだ活用しているんですけれども、実質的にかなりの減り具合だと思うんですけど、そこら辺の把握はされているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。今、ファックスの状況を把握しているかということなのですが、すみません、調査というか集計等は行っておりません。ただ実感的に減ってきているという様子は、それは感じております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） それも、一応、ファックスの減というのも本来的にはペーパーレス化につながるということですので、少し調査をされてみてください。お願いいたします。終わります。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。ないですか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款1項6目地区振興費、19ページです。

高橋財産区管理地における賃貸借契約管理地区はどこか。また、契約先と契約内容と契約額は。契約額の算出根拠についても伺います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。まず今回の賃貸借契約につきましては、高橋財産区が管理する市有地について民間事業者から借り受けたいとの申入れがあり、賃貸借契約が生じたものになりまして、市に支払われた賃借料は高橋財産区へ地区振興費補助金として支払うこととなるものです。

契約内容につきましては、対象の土地を公共事業における現場事務所及び資材置場として市内事業者増田組に令和6年10月28日から令和8年2月27日までの17か月間貸し付けるもの

で、契約額は50万5,032円となります。

契約額の算出の根拠につきましては、固定資産評価額平米当たり6,000円に貸付けの面積1,188.31平米、こちらを乗じた金額712万9,860円に賃貸率が5%、100分の5になりますが、こちらを乗じて、まず年間の額を算出し、算出された年額を12か月で割りまして月額を算出しまして、算出された月額に先ほどの17か月、こちらを乗じまして、契約額の50万5,032円としたものになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） すみません。参考に教えてください。市のほうとしては、この契約に関して金額の決定とかにどのように関わったんですか。あくまでも窓口は市のほうでという形になるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 窓口は市になりまして、まず業者の方は、まず市のほうに相談をいただきまして、ただ実際の貸す貸さないの協議は地元のほうに連絡しまして協議のほうは行っておられます。金額につきましては、市のほうで市有地を貸し出す場合の計算方法に基づきまして計算して、参考にこれですということでお示ししているものになります。

以上でございます。

〔「結構です、はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございませんか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。財産区の関係については今回の一般質問でほかの議員のほうから詳しく質問がされておりましたけれども、今、届出がしてある財産区が内田と高橋、この2つの財産区だけだということでは伺っているんですけれども、この中で財産区の種類というものがあるかと思うんですけれども、その種類と、あとそれぞれの制度の違い、こういったものがあるかと思うんですけれども、教えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 高橋財産区と内田財産区については県のほうで把握している、正式などってはいえませんが、公に認められたものになります。こちらの経緯と——すみません、種類としましては、まず認められるものが、かなり遡るんですが、藩体制から市町

村制に変わった段階で……。

〔「いいよ。旧財産区と新財産区の関係で言ってくれば」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（後藤 敦君） 旧財産区と新財産区の2種類になります。公に認められたものは。

〔「制度の違い。いわゆる新と旧の制度の違いは」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（後藤 敦君） 旧の財産区につきましては、藩から市町村に変わる場合に変更をスムーズに進めるために過去の地元地区の権利を残させた。これが旧の財産区になりまして、新財産区につきましては、地方自治法の中で定められているもので、その後、合併が起こった段階で、合併をスムーズにやはり進めるために旧の地区の、すみません、町村のそちらの権利を残したというのが新財産区になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 今2つの財産区は届出のほうがしてあるということで、本来的には県の市町村課のほうかな、そうだと思うんですけど、いわゆる地縁団体と同じような形になるんじゃないかなと思うんですけども、実質的に、ほかのいわゆる、横山議員からも質問があったように、要するに財産区として果たして認められるのかどうかというものもあるかと思うんですけども、今後のいわゆる考え方について、もし、担当課、部長もおりますし、課長もいるもので、そここのところの関係について少しお伺いしたいなと思います。一般質問で答弁はされておりましたけれども、再度、お願い。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 今後の考えということなのですが、答弁の中でもお答えしました、一般質問の答弁の中でもお答えしましたが、なかなかちょっと課題がある案件かと思います。もし各地区に権利を放棄させて市のほうで管理するとなると膨大な管理の手間というか、お金もかかるでしょうし、そういうものが発生しますし、地区のほうで任せようとする、法人化しなければいけない。そうするとそれなりの体制、毎年総会を開くであるとか、名簿を整理するだとか、財産の名簿をそういったのを項目を整理するなど、こういった義務が生じます。なので、なかなかどちらにするにしても難しいところかなと思いますが、ただ、法人化につきましては、相談があれば、受けて法人化のための支援をするように、地域支援課になります。そちらのほうで対応しておりますし、また、制度の周知のほうも行っております。

権利のほうを放棄してということであれば、またちょっと今のところそういった話という

のは、相談というのは財政課のほうにはないんですが、行く行く管理できないとなれば、そういう話も出てくるかと思いますが、ちょっと背景のほう等をその際には確認しまして、対応できるものは対応するような形になろうかとそういうふうを考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。

その他関連で質疑のある委員は、挙手にてお願いします。ないですね。以上で企画財政部の審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

すいません、次に会計課が1つ質問ある。いればやるのか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、やってしまうということで。

よろしいですか。

続きまして、議会事務局、会計課の審査を行います。落合議会事務局長、長尾会計管理者、所管する課名等を述べてください。順番にお願いします。

○議会事務局長（落合和之君） 議会事務局総務係です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計課です。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員からの質疑を行います。

ということで、1つ、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） それでは質疑をさせていただきます。2款1項4目会計管理費。タブレットのほうが18ページになります。質疑をさせていただきます。

バルックス、これシステムだよ。要するに。そういうことで、このいわゆる料金の改定時期と現行の提供料金の月掛利用料金と改定後の月掛利用料金の差異をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者です。バリュックスのシステム、サービス料金の改定時期につきましては、2024年11月1日が料金改定の実施日であり、改定後、料金の初回

請求は12月となっております。

また、今回改定となりました基本利用料ですが、改定前の提供料金が月額2,200円、改定後の提供料金が月額5,500円となりますので、改定前と改定後の料金の差異につきましては、月額3,300円の値上げとなりました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。この関係は銀行の取引用の関係だと思えますけれども、セキュアっていうので安全性の関係だと思うんですけども、この回線サービスを利用しているということなんですけれども、どこの銀行でも、全ての銀行が対象になっているのか。それと、どの程度の活用があるのか、お伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。バリュックスサービス、こちら回線なんですけれども、それこそ昨年度ISDNの回線が令和6年1月31日をもって終了して、そちらをバリュックス回線に切り替えた経緯があります。口座振替データの送受信等を行うものですので、他課の行政の担当課の職員が会計課に来て送受信を行っているものになりますけれども、こちらのほう金融機関と今回の料金につきましては、料金の改定につきましては、金融機関との契約の料金とは関係ないんですけども、各銀行とデータ伝送の送受信を行うものですから、こちらのバリュックスサービスに関しましては、静岡銀行、掛川信用金庫、清水銀行、静岡県労働金庫に送受信を行う際に利用しているものになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。料金の項目の中に、証明書の利用料とか、コンテンツアクセス料、トランザクション認証料、こういったものがあるように聞いているんですけども、その活用実績が分かれば教えていただきたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。それこそ、うちのほうで、それこそ今回料金改定になったものはそちらのサービスの中の基本利用料のみなんですけれども、それ以外に料金がかかるものが証明書の利用料、先ほど委員がおっしゃった……。

〔発言する者あり〕

○会計管理者（長尾麻理子君） こちらが月額220円。あと、バリュックスのアンサーSPCと

いうものがあるんですけど、コンテンツアクセス料の中の一部になりますが、そちらが月額550円。

〔「550円」と呼ぶ者あり〕

○会計管理者（長尾麻理子君） はい。そのコンテンツアクセス料の中の全銀ファイルで、バリュックスというもので、こちらの月額利用料が550円かかっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。

その他に関連で質疑のある委員は、挙手にてお願いします。よろしいですね。

じゃあ、以上で、議会事務局、会計課の審査を終了します。

ここで職員は退席となります。お疲れさまでした。

ここで、1時まで休憩ということで、1時から建設経済部の審査をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。解散。

閉会 午前11時56分

再開 午後0時34分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて再開をさせていただきます。

建設経済部の審査を行います。星野建設経済部長、所管する課名等を述べてください。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。今回の補正する課は建設課、都市計画課、商工観光課、農林課、茶業振興課の5課になります。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を出された委員から行います。ということで、1つ目を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 8款2項2目の道路維持管理費ということでタブレットの91ページです。債務負担行為の限度額が市内全域の補修修繕として2,400万円設定されていますけれど

も。今年度の予算につきましては、補正予算後の予算で工事請負費として2,640万円が残っているわけですが、これは問題ないのかということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。山下議員の質疑にお答えいたします。

事業概要書のほうに記載いたしました2,400万円の債務負担行為の限度額につきましては、令和7年度予算執行予定となるものを前年度、今年度に設定することとなっているため記載したものとなります。

今回の補正につきましては、当初予算同じ金額なんですけど、2,400万円に対して、予算を執行する中で年度始めから道路補修等に対応しておりましたが、予算に不足が見込まれることから240万円を補正予算として上程させていただきました。

債務負担行為を設定させていただくことで、毎年年度末の3月中に業者を選定し、契約行為を行うことで舗装修繕等、緊急に対応すべき案件について4月初めからの執行が可能となるため設定をさせていただいております。

債務負担行為についてと補正についてということで以上となります。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 本年度は2,640万、もう使い切るという予定の補正になっているわけですけど。どうしますか。通常私どもは市内を走りますと、なかなか道路の平坦性が悪くて、これはハンドルをしっかり握っていないとちょっと突っ込むんじゃないかみたいな道路の部分も轍があるようなところもあるわけですが、そこら辺もまだ残っていると考えると、来年度の債務負担行為2,400万ということになるかと思うんですけど、これで足りるのかなと非常に心配するんですけど。そこら辺はどうなのでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。今年度2,400万、今回240万だから2,640万。来年度も当初予算で2,400万の債務負担行為を設定しているということで。また、足りなくなれば補正ということになるんですけど、本年度の状況を申し上げますと、4月から9月の上半期で1,600万使ってしまったということですが、当初予算の根拠としては月200万ぐらいで2,400万と設定していますが、やっぱり年度当初から悪いところを直しておく上半期で1,600万ぐらい。コストを前倒しでやっているわけではないので、本来でいくともう1,600万ぐらい欲しいところなんですけどというところで、前年同額で債務負担を設定させていただいて、また必要

なところについては補正で上げさせていただくようになるかと思えます。というところで、舗装も悪いところがいっぱいあるので優先順位をつけて、おっかけっこをしながらやっているというのが状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○17番（山下 修君） 確認ですけれども、交通安全の施設の関係で。施設というよりも舗装の白線ですね、ゼブラとかいろいろそういった部分は、この道路維持管理費の中に入るんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。この2,400万円の中には入らないです。別です。

○17番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問、坪井委員からお願いいたします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

11款2項の1目です。タブレットは138ページになります。場所についての質問です。具体的な場所はということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。坪井議員の質疑にお答えします。

台風10号による被災箇所のある場所についてということで、8月末から9月初めの台風10号について、建設課のほうでは19か所被災しました。そのうちの2か所を今回補正予算で計上させていただいております。

1つ目は、吉沢地内の市道立ヶ谷線ののり面崩壊。

2つ目は、古谷地内の古谷川に係る東239号線1号橋の橋台部の護岸の洗掘によるものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 台風10号による19か所のうちの2か所というご答弁でしたけど、以外の箇所については。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。残りの17件につきましては、全員協議会のほうで

副市長からも報告させていただきましたが、現計予算と予備費からの流用により復旧しております。残りの2か所については、1か所はバリケードで今、橋梁渡れないように通行止めをしてあります。もう1か所は、応急復旧しましたが、本復旧に必要なお金を今回補正であげさせていただいたということになります。

被害のほうについては、崩土や倒木などの被害が発生したということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

なければ3番目の質問を私からさせていただきます。

8款4項2目駅南北自由通路整備事業費ということで、財源振替で合併特例債が減額されていれば、駅整備事業債のほうが有利な起債であるのか。また、この減額された合併特例債はほかへの活用がされるかについてお伺いします。

答弁を求めます。萩田都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。ただいまのご質問にお答えいたします。

駅整備事業債、これよりも合併特例債のほうが交付税措置率は高く、有利な起債であります。今回の補正は国庫補助金の内示額が示されたため、国庫補助金の額に合わせて駅整備事業債を充当するものでございます。令和6年度当初予算要求時点では国庫補助金額が不確定であることから、一時的に合併特例債及びまちづくり基金を充当し、内示が示された時点で駅整備事業債へ財源を組み替える予定でございました。

本年度は合併特例債の最終年でもあるため、駅南北自由通路整備事業以外の合併特例債を財源とする事業において、事業費の確定など、明確になる事業費に合わせ、合併特例債の限度額を変えられるよう調整するものであります。

よって、今回の合併特例債の減額がほかの事業へ活用されるというものではございません。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。合併特例債、全額は使っているのか、使っていないのか。今の説明ではよく分からなかったんですけど。答弁をお願いします。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） この事業で使える合併特例債は全て充てているという

形になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

自分からは以上です。

関連質疑、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。なければ、4番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

8款5項1目です。建築物等耐震改修促進事業費でございます。タブレットは99ページです。

ブロック塀と耐震改修促進事業補助の件数が減少しているが、行政指導で改修要請をすることはないかという質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。坪井議員の質疑についてお答えいたします。

建築物等耐震改修促進事業におけるブロック塀等の撤去、改善事業につきまして、平成30年度から令和3年度までは20件以上の実績がありましたが、令和4年、5年度では11件ということであったことから、令和6年度当初予算では15件と見込んでおりました。本年9月末現在の実績が7件となっております。昨年度と同程度の申請件数と見込まれることから、今回補正させていただくこととなりました。

また、行政指導で改修要請することは考えておりませんが、市広報、それから市ホームページやSNSを活用したPRを引き続き実施するとともに、学校の通学路に面したブロック塀所有者のお宅を戸別訪問してブロック塀の点検や撤去事業などの助成について説明することで、周知をしてまいりたいと考えております。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番、坪井です。

今後、周知をしていくということですが、現状そのような周知をしなければならないような、各学校なんかですとPTAと年度初めぐらいですか、通学路の危険箇所の洗い出しみたいなことをやっていました。そういうところの要望みたいなのは今現在入っていないでしょ

う。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。今、おっしゃられたような要望は現在のところうちのほうには入っておりません。

また、危険箇所がございましたら、建築基準法に違反するようなものは県と一緒に指導したりとかというのをやっておりますので。ただ、今年度はそういった事例もございません。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑で2番。

○2番（東 和子君） 2番東です。

今、学校周辺の安全確認ということでブロック塀の話が出ましたけれども、実際に私どもの地区でもそういう危険なところがあって学校も承知しているんですが。そういうところというのは、大体どの辺の機関で行政指導をされるか質問をしてみました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。感覚的に見て危険だというものに関して、行政指導という形は取れないんですけども。建築基準法に違反するような、2メートルを超えとかそういったものについては、行政指導という形で県と一緒に取り組むことはありますが、現状、ブロック塀だから危険とかいうものについて指導しているというものはございませんというのが回答になります。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

2番。

○2番（東 和子君） ちょっと確認をさせてください。そうしますと、2メートル超えない場合は、誰が見てもちょっと危険だなと思う場合は、どのような対応をしたらいいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。

危険なブロック塀といわれますのは、その構造とか高さとか厚み、それから控えがあるとか鉄筋が使用されているとか、もろもろ条件がございまして、その条件を満たしていない

ものがあれば、この補助金を使って撤去とかができるというものなんですけれども。それが構造に至るものなので、一見パッと見た見た目では判断が難しいので、そういった審査とか点検をした上でないと判断が難しいということなので。そういうのはあればやりますけれども、実施していただきますけれども、そういったものは声に応じて、それから所有者に働きかけることで実施していただくような形をとっていくと。なので、PRとか周知が大切かと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。

同じ事業なんですけれども、耐震診断の件数が17件ということで増えているんですけれども、この増加要因と、また、木造住宅の耐震補強、こういったものがやられておりますけれども、その内容について説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。松本議員の質疑についてお答えいたします。

プロジェクトTOUKAI—0事業のわが家の専門家診断の無料診断が本年度で終了と示されていたことによる駆け込み需要、それから能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報における防災意識の向上などにより、申請係数が増加したのではないかと考えております。

それから、木造住宅の耐震補強の方法につきましては、建物構造により様々でありますので、金具等で筋交いを補強するケースから基礎とか壁、屋根まで補強が必要になるケースもありまして、建物が地震の揺れにより倒壊しない、そういった基準値になるまで強度を引き上げる設計計算を行いまして、それで工法が決定していくというような形になっております。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

現在の耐震診断の進捗率と、あとは今、県のほうの説明があったんですけれども、この事

業そのものが本年度で終了するということでもありますけれども、この前の一般質問に県知事が答えておりましたけれども、1年延長ということをおっしゃっていますので。そういったことが確かかどうか。そこら辺についてご説明をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。ただいまの質問についてお答えいたします。

今おっしゃられました1年延長、県のほうが延長するということにつきましては、今、県議会のほうでも審議されているとお聞きしております、それが成立すれば市のほうも何らかの対応はこれから必要になってくるかなというふうには考えております。そういった方向で進めることがあります。

○14番（松本正幸君） 進捗率、耐震診断の。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 市内に何件対策しなきゃいけないものがあるかという実数で把握はしているわけではないので、進捗率というのはちょっと掴めない。

○14番（松本正幸君） じゃあ件数。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 件数。実績。ちょっと確認いたします。

○14番（松本正幸君） いいですよ。分かりました。後で報告をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） すみません、件数がございましたので。これまでのわが家の専門家診断に関しましては、平成13年からやっておりますけれども、1,588件やっております。それから、耐震の実際の補強につきましては、これまで171件という結果が集計をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、今の報告なんですが、1,588件やって耐震工事をやっている人が171というと、実施率というのはかなり低いんですね。

私も先日、耐震の相談を受けてやったところ、枠がいっぱいになっているという話は聞いておりましたんですが、実際、今言うそれぞれの家の状況によって、手を出せるか、出せないか決まってくると思うんですが。これを実施する、実施率を上げるための方策って何かあるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。萩田課長。

○参事兼都市計画課長（萩田高秀君） 都市計画課長です。実施率を上げる方策ですけれども、最終的には、とりあえず診断して耐震性があるかどうかというところは、皆さんは割と興味があっというところ。実際にそれを耐震するかということになりますと、やっぱり家のほうの構造を確かめて計画を立てる中でいくら費用がかかるということもやっぱりありますので、その費用によって、大小によっても判断が変わってくるということで、一概にはなかなか難しさもあるのかなと考えますが。

あとは、低コストな手法がいろいろ研究もされているのもありますので、そういったところがあるとか。あとは、補助率の継続とか、そういったものは可能性としてはあると考えております。

以上であります。

○分科会長（西下敦基君） 星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。先ほどの診断結果とその後の耐震なんですけど、やっぱり診断結果を得た中でもう建て直しちゃうと。子どもがいるから建て直しちゃう人も結構いますので、そういった面では結構、診断結果をもとにもうこれなら建て直しましょうという人が多いのですから。やはり木造でもう四十何年経っていますので、やはり老朽化していますので。リフォームするのも手なんですけど、建てかえて新築に住むというのがありますので、両方でPRする部分で。危機管理部のほうでやっていますシェルターがありますので、そっちも併用して紹介をさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連。17番。

○17番（山下 修君） 1か月くらい前だったかな。国かなにかで、金融機関と耐震補強に関する費用を融資してもらおうと。それで、利息に関しては全て公で国が持つものか、県が持つか市が持つか、そういう方向で耐震補強を進めましょうというような、市民ミーティングみたいな感じですけど。その辺は何か動きはあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。リ・バース60というのを聞いたことがいらっしゃる方、どうか分からないですけど、よくBS見えていますと、お年寄り向けにリ・バース60っていう制度があっという、もう建物を売ってしまう、その銀行に。そうすると、利息

だけ払えたり、その利息を補填するのは国が今度やるっていうのがリ・バース60で分かりますので。そのためには、一応、耐震補強の補助金をもらって、事業を実施してリ・バース60をやるということで。市のほうが、はっきりしたものはまだあれなんですけど、今の言い方をしていると、市は補助金を払う、リ・バース60の契約は国のほうが利子補給をするというような形で進めるということ、今、国の補正の中で10月頭ぐらいに説明をちょっとしているんですけども、まだちょっと不確かなところがございますので。そういうのが使えれば、利子分は国が補給してくれますので、その分は負担が減ってくるということです。また詳細がちょっとはっきりしましたら、宣伝できることがあれば宣伝していきたいなということ考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○17番（山下 修君） よろしくお願ひします。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6問目の質問を鈴木委員、お願いいたします。

○8番（鈴木直博君） 8番鈴木です。711ふるさと納税事業費、84ページ、商工観光課。令和6年度のふるさと納税寄附金の受付件数と給付金額及び令和7年度の受付件数と給付金額の予定はどれくらいになりますか。よろしくお願ひします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林商工観光課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。鈴木議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度のふるさと納税の受付件数と寄附金額についてですが、11月末現在の寄附の状況になりますが、寄附件数は1,321件、寄附金額は4,637万1,000円となっております。

令和7年度の寄附金額、受付件数の予定でございますが、ふるさと納税の件数、金額とも12月が年間全体の約4割を占めるものですから、本年12月の状況やふるさと納税全体の伸び率、PR等により効果等を検証して、今後また決定していく形になると思っておりますので、今はまだ検討段階でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 傾向としては増えているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 菊川市ふるさと納税としてですと、去年の11月末現在の数字が5,599万8,000円だったとあります。今年が4,637万1,000円ですので、去年と比べると減少している状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。増やすための施策というんでしょうか、検討はどのようにされているんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。一般質問でもちょっとお答えしましたが、今回6月から中間事業者を変更しまして、こちらの強みがホームページのページの作り込みであるとか写真の見栄え、あと新商品を増やしていくというようなものになりますので。そちらを今、たくさん取り組んでいるところでございます。

あと、ふるさとチョイス、サイトの中で少しはお気に入り登録をしてくださいというキャンペーンを現場のいろいろなイベントに出てお願いしたりするようなことをしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。ちょっと追加で言いますけど、今までのほうは寝具みたいな、枕とか布団とかというのが小笠東地区の業者さんがやってくれていますので、その売れが結構あったんですけど。やっぱり枕とか布団は1回買ってしまくと二、三年はそのまま買わないもんですから。やっぱり食料品のほうにシフトしたいということで。やはり菊川市、魚は取り扱い難しいもんですから、肉をちょっとしたいということで、経済面とか市内で加工する工場を持っているところもありますので、ちょっとそういうところに協力依頼をさせていただいて、新商品とか消費者が求めるものをちょっと開発をしていただけないかというお願いをしておりますので。新しい商品については今年度中に間に合いませんが、今あるものをグラムを変えたり見栄えを変えたりということはできていますので、そこで今年度伸ばし、来年度もう少し頑張って増やしていきたいなということで考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。お伺いですが、さわやかさんの、料理でなくて……

〔「食事券」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木直博君） やってましたか。今はダメでしょう。そこへいくと、他県ナンバーがすごく多いんですよ。ですから、リピーターっていうのもかなりあるし、そののところが上手く商品券じゃなくてどうしたらいいのか。そうすれば、たくさんのお客さんが来てくれると思うんです。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということで。

○8番（鈴木直博君） そうですね。希望というか。隆一さんもよく行かれるみたいで。（笑声）検討の中に加えておいていただけたら。

○分科会長（西下敦基君） また意見があれば自由討議でお願いします。質疑についてある方は関連質疑。先に16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。ふるさと納税を伸ばしていくにはやっぱりポータルサイトというか、そちらが重要になっていくと思うんですが、今は6社ぐらいですか、契約されているんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） サイトの数でしょうか。

○16番（横山隆一君） サイト。そういった増やすためには、それぞれのサイトによって特色があると思うんですが、もうちょっと絞り込んで経費の負担を抑えるべきだと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） サイトのほうですけれども、かなり多く、ふるさとチョイスとかさとふるとか楽天であるとか、かなり多く、窓口をとにかく広げよう。いろんなサイトを皆さん利用されているので、1つのサイトではなくて広げようというところで、まずやっています。議員のおっしゃるとおり、絞り込むという手段が有効であるということであれば、そういう手段もあると思いますけれども、今はとにかく件数を増やしたいので、サイトをいろいろと。また、実績のパーセントで手数料がかかりますので、少なければ手数料を払うお金は少なくなるし、多くなれば増えるということですので、そこはとにかく窓口を増やしたいところでやっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。ほかのしばしばサイトを見るんですけど、菊川市で扱っているサイトには、今言ったようにサイトによって見やすいものとか見えにくいものとかい

ろいろ特色があると思うんですけど。そのデータを持っているわけでしょう。例えば、ふるさとチョイスがどの程度であるとか、ふるなびがどの程度であるとかというのを持っているわけですかね。問い合わせ件数とか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。ユーザーの数的なものについては、さとふるがすごく多いとかそういうところは把握しております。手数料を払っているのも、それでも傾向は把握できていると。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。しつこくて申し訳ないですが、例えば、ふるさとチョイスとかふるなびが、もし仮にたくさんであれば、そこに。ということは、それだけの特色があってアクセスしやすいということだと思えるので、私は絞り込んだほうが良いと思うんですが、どうですか、検討されたんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 手数料につきましては、実績払いになりますので。

〔「それは分かる」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（樽林英介君） 受付件数が少なければサイトに支払わず、金額掛ける10%か5%だけなので、ゼロ件だったらゼロ円になりますので、そこは、多分繰り上げしているのかなと思っております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） ほかに再質疑ある方、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

7款1項4目、蓮池公園管理費、86ページです。

蓮池公園と小菊荘グラウンドの利用者の増大や満足向上と、施設の適正な維持管理とあるが、施設の維持管理のみで利用者の満足向上を図られると考えているか、伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。東議員のご質問にお答えいたします。

施設については、老朽化が進んでいる部分や、樹木が高くなっている箇所など、適正な維

持管理をしていく必要があります。古くなった遊具については、早急に撤去したいと考えております。

また、高くなり過ぎた樹木や枯れた枝の伐採を行うなど、利用者の安全も確保しながら、施設を維持管理しているところです。

令和7年4月からは、指定管理者の管理運営を再開いたしますので、指定管理者の自主事業として、グラウンドや公園を活用した事業も計画し、利用者満足度の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 東です。ちょっと確認をさせてください。遊具は、私も行くと、もう古くなったりという、使い勝手が悪い遊具が多いような気がするんですけども、それは全部新しい遊具に取り替えるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。

今、新しい遊具に全部取り替えるという計画は全く出ていないです。今、ちょっと使用禁止にさせてもらっているものがございますので、まずはそちらを撤去させてもらって、総合的にまたどういう遊具が必要なのかとか、それから少しまた検討のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。そうしましたら、新しい遊具に関しては、段階的に整備をしていただくというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。まだちょっと予算も確保できていない中で、新しくするという計画がまだきちっとできていませんので、どういうふうにしていくか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） この件に関して関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、同じところで、私から質問させていただきます。

蓮池公園管理費ということで、蓮池公園の指定管理料で、年度額は2,500万円と設定されているが、どのような業務内容で積算されているか、お伺いします。

答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。西下議員のご質問にお答えいたします。

蓮池公園の指定管理料については、施設の維持管理に係る経費を基に積算し、設定しており、限度額を5年間で2,500万円としております。

具体的な内容につきましては、電気料や水道料といった光熱水費、公園内の樹木や浄化槽、グラウンドの電気設備といった施設の保守委託料、施設の管理に係る消耗品等となります。その中でも、樹木緑化木管理に係る経費が大きなウエイトを占めております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁はいただきましたが、主にこれ、管理にだけの料金ということで、何か指定管理料のその人件費的なものとどこに入っているとか、そういったことについて確認させてください。

答弁求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。基本的に、その働く方の人件費というのはいっておりません。電気料とか水道料で大体、1年間で500万円程度になりますが、電気料や水道料で150万円ぐらい。公園内の樹木、その浄化槽、樹木の剪定とか浄化槽の保守点検等で大体390万円ぐらいというところで、その他は消耗品が若干入っているというところでございます。人件費については、この中で指定管理料として、金額には含まれていないです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。樹木のものは大きくかかるという。樹木も結局、ここからまた業者に頼んでいる金額になってくるということによろしいですね。

分かりました。私は再質問はございません。関連質問ございますか、誰か。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。債務負担、令和6年度から令和11年度まで、6年にわたっての債務負担の設定になっているんですけども、これ補正がもし、1回で承認が下りた場合、いつから予定されていますでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。令和6年度に設定をして、実際に支払う

のは、令和7年、8年、9年、10年、11年、令和7年から11年までの5年間に指定管理料を支払うというものの債務負担となっております。初年度は設定年度でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 取りあえずなければ、関連質疑がある方は挙手にてお願いします。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次のところもちよっと似たような感じですけども、私から質問させていただきます。

7款1項4目小菊荘管理費ということで、こちらも小菊荘の管理費で、小菊荘管理で、限度額は3,500万円を設定されているが、どのような業務内容で積算がされているのかをお伺いします。

答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。こちらも、小菊荘の部分に係る指定管理料で、5年間で現金額が3,500万円、5,500万円というものになります。具体的には、施設の最低限の維持に係る電気料や水道料といった光熱水費が230万円ほど、浄化槽や消防設備、電気設備、ボイラーやダムウエーターといった施設の保守委託料が約450万円ほど、施設の管理に係る消耗品費、電話やファックスの回線、館内のWi-Fiの通信費に係るものが約20万円となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。すみません、これ、今、言われたのは、年間230万円とか、光熱水道費が、ということでいいのか、あと設備費が450万円、これ年間なのか、5年間で1回とか、これ年間で考えたほうがいいのか、ちょっとそちらの数字が分からなかったもので、再質疑にさせていただきます。

答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 先ほど答弁の中で、金額につきましては、年間の数字でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） すみません。確認ですけれど、光熱水道費は年間で230万円で、設備

が450万円と言われて、これが年間で5年かかると、結構な金額になると思うので、これは1回だけのお金でいいのか、その確認を、設備の。

答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 小菊荘のほうについては年間700万円ほどの限度額ということで見込んでおります。なので、今、言った金額は年間かかる金額ということでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。

先ほどの答弁で、ここには人件費は入っていないということによろしいですね。分かりました。

これについて関連質疑のある方、挙手にてお願いします。よろしいですかね。

○2番（東 和子君） すいません、ちょっと。

○委員長（西下敦基君） 2番。

○2番（東 和子君） ちょっと確認をさせてください。86ページと87ページで、86ページが2,500万円、それで、87ページが3,500万円、この違いというのは、取りあえず、小菊荘を運営するに当たって、86ページはその管理をするということで、それから実際に運営をしたら、月、年間700万円かかると理解すればよろしいでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。こちらはエリアを分けただけで、小菊荘にかかる部分が3,500万円、蓮池公園と小菊荘グラウンドに係る部分が年間500万円、そういう予算が分けてあるだけでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、もう一つ、10番目を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 委員長。

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。同じところ、小菊荘の管理費の中でありましてけれども、今回の補正の関係でありますけれども、施設管理委託料48万3,000円、要するに、館内

清掃の実施ということで書いてございますけれども、この算出根拠をお願いできますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。松本議員のご質問にお答えいたします。

本予算は、小菊荘の館内清掃の委託料となります。予算要求額は、積算額から執行残額を差し引いた金額を計上しております。実際の積算額は60万2,800円でございます。予算執行残がありますので、差額ということでございます。館内の清掃の内容につきましては、館内の床の清掃及びワックスがけ、窓の清掃とエアコンや換気扇のクリーニングなどを実施いたします。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今の内容説明でありますけれども、館内の清掃といたしますので、小菊荘全体だと思っておりますけれども、1階、2階、2階もございますよね。それで会議室もありますよね。そのところの大広間もありますし、そういったところのトイレを含めて、全ての関係がこの額で、何月まで、1月から3月までの形であるのか、プラスして、いわゆる増額して、3月までの予算を組み立てた、補正予算を組み立てたと、予算で組み立てたという形でよろしいですか。先ほど言いました、62万円でしたか。60万2,000円。その額でいいわけですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。これ、館内の1階から2階の全ての拭き上げとか、一通りの清掃をしてもらうわけなんですけれども、あとは、外壁とかもかなり汚かった、汚れの強い物とかは、少し、高圧とかそういうのでも、少しやらなきゃいけないかなという中で、館内につきましてはこの予算をいただいて、きれいにしていきたいというものでございます。全体としては、汗をかきながら、僕らも掃除しなきゃいけないなということで、4月に向けて。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。先ほど、質問質疑の中で、小菊荘の指定管理の関係で3,500万、5年間の700万出てましたけれども、その中にこれが入っているという解釈でよろしいですか、小菊荘の関係は。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。4月のスタートに向けては、これは予算、

こちらで負担をしますが、毎年同じような掃除というのは、業者のほう、指定管理者のほうでやっていっていただくということで、という考えをしております。この指定管理料に入っているか、入っていないか、見積りの額には入っていませんけれども、指定管理者の業務として、館内清掃はやっていただくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わります。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 今の課長の答弁の関係について、入っているという解釈でよろしいですか。入っている。いわゆる指定管理の額が決められているけれども、5年間で3,500万、1年間で700万だよ、要するに限度額が。その中に含まれているという解釈でよろしいですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。金額の中には含まれておりません。業務の中には。指定管理。今まで、今まで、これで2年間使っていなかったもので、こちらは1回、掃除をさせてもらうため、予算を取らせてもらいました。館内清掃というものは、指定管理料の中には入っていませんけれども、業務の中には。

○14番（松本正幸君） 業務の中に。

○商工観光課長（榎林英介君） すみません、ちょっと誤解があったかと。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 6款1項1目です。75ページで、貸付がされていない丹野の国有の農地の責任分掌について伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

国有農地は、旧農地法施行令第15条の規定に基づき、法定受託事務として、農林水産大臣より静岡県が、土地、立木、耕作物、または権利の維持及び保存を実施することとなっておりますので、責任の所在は、基本的に静岡県となります。日常管理としまして、静岡県から市に対し応援の意向の状況や草の繁茂状況などの報告、それから草刈り、そちらの手配というのが依頼をされております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問を。14番。

○14番（松本正幸君） すみません。今の説明にあったので、国のほうは、基本的に売却不能な国有農地に関しては、ゼロを目標にしているということを行っているんですよね。ゼロ。ということは、今、市内に三筆あるということですよ。その三筆である、いわゆる農地が、最終的に皆さんが活用できるような農地であるのか、一括で管理をしているということでもありますので、もう当然、農地としては使えない状況になっているのか、そういった形の考え方というものをどういうふうにするのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。今、おっしゃられたとおり、市内に3か所ございまして、2か所については、今、貸付を行っている状況で、農地として活用ができています。今回、丹野に1か所あるんですけれども、そちらはかなり急な斜面となっております。現状は農地としては利用されていない状況です。売払いについては、やはり丹野については、かなり難しいということで、県のほうもちょっと承知をしておるんですけれども、我々も県と一緒に売り払いについては協議をしているんですが、なかなかこう変えてはつかないので、現状としては、ちょっと管理をし続けていくしかないかなという状況です。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○委員長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、15番目のほうを松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

○委員長（西下敦基君） マイクをお願いします。

○14番（松本正幸君） 6款1項3目担い手確保育成推進費、タブレットのほうは76ページ、150万の減額でありますけれども、この交付要件の関係がありますけれども、申請時にどのように確認されているのか、また、この事業種類を教えてくださいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。松本委員のご質問にお答えします。

本事業は、新規就業者が就業直後の経営が軌道に乗るまでの5年間を国の交付金により支援をする制度です。交付金は、ゼロ年度の総所得金額が350万円以上あった場合、交付停止となりますので、毎年の就業状況報告に併せて前年度の所得証明書を提出していただき、交付要件の確認をしております。当対象者は、イチゴの施設園芸栽培で、令和2年9月19日から令和7年9月18日を交付対象期間として事業認可を受けており、前年度の総所得金額が350万円以上あったことから交付停止となるため、予算を減額しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。交付要項を少し確認をさせてもらったんですけども、超える場合でも生活費の観点から支援対象とすべき切実な事情がある場合は、この件については、いいようなことを書いてあるんですけども、前年度の世帯での所得600万円以下が対象になっているんですけども、これはどうなんですか。こういう要件に当てはまらなかったという解釈でよろしいですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。この対象者ですけども、イチゴで新規就農をしまして、営農計画というのを立てるんですけども、そちらがかなり順調に来ておりまして、所得のほうもどんどん上がっているような状況で、未来塾の審査の中でも、やはりこのぐらいの所得を取って十分でしょうということだと思っておりますから、特に生活上困っていないというような状況もありますので、実際とも問題ないと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。種類のほうは準備型ということの解釈でよろしかったですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。種類のほうは人材投資資金になりますので。

○14番（松本正幸君） その中の。分からなければ、後で。

○委員長（西下敦基君） 後でまた分かり次第。質疑はよろしいですか。

関連質疑ございますか。

ちょっと1点、自分から。これってこの年は該当しなかったけど、来年とかまた種類が下がっちゃったりとか、自然災害とか、そういったことも考える。それはまた復活もあるということもあるんでしょうか、この5年間で。

答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。この対象者ですけれども、令和元年9月18日までは、一応、この交付金を受け取る権利というのは持ってますので、予算措置のほうはさせていただきます。前年度の所得をまた確認したときに、要件を超えていれば停止する形になります。もちろん、今、言われたとおり、所得が低くなってしまった場合には交付されるという状況です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問で、13番目は鈴木委員からお願いします。マイクを。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。6-2-2土地改良補助事業費、82ページです、農林課。盗難の被害の場所と内容は。盗難防止策の考えは。また、何枚の縞鋼板を購入するでしょうか。お願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。鈴木委員のご質問にお答えします。

最初に、場所と内容、枚数ですが、上平川と小出の2か所で、上平川は、市道上平川堂山線沿いの、中部電力平田変電所西側に位置する用水路、集水ますに設置されていた鋼製蓋6枚で、小出は静鉄ジャストライン小川端バス停から約500メートル東側の用水路集水ますに設置された鋼製蓋1枚の被害がありまして、計7枚を購入します。対策につきましては、集水ますへの固定や蓋にナンバリングを施すことが考えられますが、固定は管理部分に課題がございますので、転売などの抑止につながる蓋へのナンバリングを行ってまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。剥がしにくいようにする工夫というのはしてなかったのですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁をお答えします。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。現状としましては、やはり用水の集水ますなものですから、複数の水路がつながっておりますので、草等を取るために、どうしても外しやすいような状況に手かけがついていたりとかという状況になっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。質問はございますか。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。そうしますと、簡単に外れるということですから、ますの上を。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。鉄製のものなので、ある程度の重量はありますので、一人で上がるものもありますし、逆に二人でなければいけないものもあるのですけれども、大体手かけみたいなものがついていますので、外そうと思えば容易に外せるような状況です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） ほかに関連の質問は。

○8番（鈴木直博君） もう1問、今の関係で。

○委員長（西下敦基君） では、8番、もう一回。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。そうすると、またそういう事件が起こる可能性もあるということですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。同じような形でかければ、やはり同じような状況は起こりますので、そういった中で、過去にも、グレーチングという鉄製のものがあるのですけれども、あれはある程度、1メートルとか50センチとかというようなピッチがあるものですが、それをわざと連結させて運びにくくするとか、それに一つ一つ、菊川市何番とかという印を付けて、持っていった人がどこかで売ろうとしたときに、この印は何ですかと気づいてもらえるような、ということをやりましたけれども、そういうところじゃないところで、また目が届かないところでは、やはり取られてしまうところもあるので、そこは少し管理の辺と、盗難の防止という面では、いたちごっこになる可能性はあります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ということで、2番。

○2番（東 和子君） これ、転がるということなので、多分、被害届を出してると思うんですが、これに関して、やはり同じような事件というのが、例えば、周辺市町にあるのではないかと思うんですけれども、その辺との連携はどのようになってますでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。周辺との連携については、直接、例えば、隣の牧之原市さんとかが、隣があつて、菊川市の境目だから気をつけてよとか、という情報は、しっかりとしたものは入らなくて、やはり新聞とか、そういうメディアを通してというものはございます。そうした中で、出てしまえば、当然地元から連絡が来ますので、そうした中で対応して、あとは注意喚起みたいな形で流していく中の情報を取ると、そういうような状況です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。関連してお伺いします。ナンバリングとか、確認がなされないような対策というのは分かるんですけれども、盗難にあった後の追跡というのですかね、ナンバリングを仮にしたところで、ヤードへ入ってしまえば難しいと思うんですが、警察とのナンバリングとかというのは、何かそういった協定みたいなものはあるのでしょうか。追跡調査ができるようなもの。あるいは業者との、業者への、何ですか、警察との連携というか、そういったものって何かあるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。過去に、令和3年の4月から5月にかけて、盗難被害が出た。これ確か一番大きく出たと、ちょっと記憶しているんですけれども、その際に警察とちょっと話をする中で、そういう印をつけるのも有効じゃないかと、確か印をつけたというふうに考えていますので、例えば、盗難被害があつて、そういう、例えば鉄骨を買い取る業者さんに、こういう被害が出ているから、ちょっと気をつけてみてくださいねというような、協定みたいなのがちょっとなかったかと思えますけれども、そういった中で、そういう情報をうちから発信するのか、警察から言っただけなのか、そこら辺はちょっと私も分からない部分がありますけれども、そういう対応ができればすることによって、どっかに行ってしまう前に食い止められる可能性はありますので、そこら辺も考えていきたいと思

います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。ほかに再質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、14番目の質問を横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 6款2項3目。

○分科会長（西下敦基君） マイクをお願いします。農業施設維持管理費ということで。

○11番（横山陽仁君） 6款2項3目の農業施設維持管理費、83ページ、農林課の関係です。

今回の補正で、現在把握している現場の全ての処理が完了するのかということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

今回の補正ですけれども、農業施設の修繕1か所と今後の大雨等による崩土・倒木などの撤去に対応するための予算を計上させていただいており、この補正を本事業で対応を予定している現場の処理は完了します。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 2番目の116万7,000円の崩土・倒木撤去というのは何か所ぐらいあったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

その金額につきましては、今後発生する可能性のある場所に対応するための予算として計上させていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、関連質疑のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

では、15番目の質問、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 11款1項1目市単独災害復旧事業費、農林課のところで、タブレットの135ページ、補正の具体的な内容説明をお伺いします。補助金等の活用はどうか、また現年災害債の適応の要件、メリットはどうかということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

内容につきましては、農道ののり面崩壊や路面破損による被災が4か所で、場所は西平尾、奥横地、牛淵、沢水加地内です。

用水路の破損による被災が3か所で、全て丹野地内となっております。合計7か所です。

補助金については、現場の状況から必要最小限の復旧工法としたため活用はしていません。

現年災害債の要件につきましては、適切に管理された現場において、暴風、洪水、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害で原形復旧する工事が対象となります。

メリットは、交付税措置がされることから、財政負担の軽減につながると考えております。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。今の答弁の中で、必要最低限のというようなことがありましたけれども、そうでない場合と必要最低限の場合とどう違うんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。通常、被災したときに先ほど言われた補助金の活用というのがあるんですけども、そうした場合には、その現場で一番最適な工法というのを幾つか検討をしまして、その中から選定するという形になります。

そうしますと、例えば擁壁みたいな構造物を造るとなれば、その構造計算をしたりとか、しっかりもつものというふうになるんですけども、今回につきましては、通る方の限定的な状況、それから台数も少ないというところもありますので、路肩なんかをしっかり補強できるような形でやっておりますので、そのときには構造計算とかそういったものをせずにやっているということで、必要最小限の復旧工法としております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑……。

○17番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質問、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、農林課はこれで終わりです、16番目の質問を鈴木委員からお願いします。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。613茶業振興費、79ページ、茶業振興課、菊川茶法被導入業務委託100万円の増額は、現在何着あり、今回何着追加導入の予定か。

また、これまでは一部の部署のみで導入されていたとのことですが、追加で導入予定の部署は、全職員が対象になるのですか。

適切な管理の委託とは、具体的にはどんなものでしょうか。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。鈴木議員の質問にお答えいたします。

現在、はっぴにつきましては213着ありまして、今回、228着の追加導入を予定しております。

これまでは本庁舎と中央公民館のそれぞれ一部の部署のみではっぴを着用しておりましたが、今回の追加導入により、本庁舎東館、中央公民館の全ての部署ではっぴの配布、着用が可能となります。

管理につきましては、菊川市茶業協会に委託をしましてはっぴの貸出し、配布、改修及び保管、手入れや清潔感を保った保管のほうを委託するという内容になります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。模様というんですか、形じゃなくて、意匠、それは全く前回と同じものを追加するということでよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

令和5年3月にG Iを取得しましたので、G Iマークを今回は新しいものには入れてPRをするということで、全く同じものではございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○8番（鈴木直博君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか、この関連で。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） よろしければ、同じところで坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。同じ款項目です。

企業版ふるさと納税をした企業の業種についてお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長です。坪井委員の質疑にお答えいたします。

業種につきましては、製造・卸売業で包装資材の企画・販売を行っている企業となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 前の鈴木委員の質問と関連になってしまうんですけど、今、本庁舎東館の小笠支所ですか、職員の皆さんがはっぴを着られるということですけど、これを拡大して、例えば金融機関とか、そういうところは考えてはみえないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

今回、追加に当たり、茶業協会もそのあたりはないと言っているんですが、先日、確かに話が出ましたが、まだ正式にどういうふうにしていくということでは、組織的には検討はまだ行っておりません。

ただ、先日も、市民の方でお借りしたいと、イベントに、そういったお声がありましたけれども、こちらで内容なり、適正に使われるということで、協会のほうへ確認してお貸しした事例はございます。参考までにご報告します。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑がございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問は私からで、6款1項3目で、茶園管理推進事業費ということで、タブレットで80ページ。

全国茶品評会への出品はどの程度あったのか、奨励対象者が出なかった要因はということをお願いします。

答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。西下委員の質問にお答えいたします。

深蒸し煎茶部門におきまして、静岡県、鹿児島県、埼玉県、愛知県から107点の出品となり、菊川市からは5工場、9点の出品となっております。

今回、品評会の結果を聞いた際に、JAにも確認をいたしました。要因としますと、当然ですけれども、審査員の好みも影響するため、出品数が多いほうが上位に選出される傾向にあるとのことでした。

また、出品件数が少なかった要因につきましては、品評会の意識が低下しており、品評会用のお茶に労力を割く工場が少なく、販売用のお茶に力を入れている工場が多かったことが要因と考えていると聞き取っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 再質問させていただきます。品評会への意識が低下ということで、別にそれでいいのか、そういったもので賞をどんどん取っていくべきなのか、これは執行部のほうとしてどのように考えているのか、お伺いします。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

やはり品評会で上位入賞するということは、大きなPR要素と考えております。PRによって売上げにつながるというところを狙ってのことになりますが、取ったイコール、全品で取っても現場のほうでは思った以上というところを感じているのかもしれないけれども、取る取らないではやはり大きなPRに差があるのかなと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ちょっと追加で、取っていただけるように、当市でも後押しをしてというような感じで検討しているかということで、この予算を取った時点で、そういうことだと思っております。その確認を最後にさせていただきますと思っております。

答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長です。

こちらの予算を取らせていただいている関係で、各工場にはぜひとも出品していただいて、品評会で上位優勝をしていただきたいということで、ぜひとも支援をしていくということで考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

関連質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で事前に出された質疑が終了となりますが、その他関連で質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。よろしいですか。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 松本委員の先ほどの人材投資資金が何型かというご質問ですけれども、経営開始型です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、建設経済部の審査を終了します。

ここで執行部、退出となります。

この後条例の審査がありますので、5分ぐらい休憩してから。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審査し、結論出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員の自由討議を行います。

いろいろと、消防本部では救急活動費とか、あと総務だと職員給与費とか、企画政策課とかペーパーレスのこととかがありまして、順番にやっていきますか。取りあえず出なければ飛ばしていくような感じでさせていただきます。

消防本部について、何かご意見がある方はお願いします。除細動器と、あとCO₂センサーの話があったと思うんですけど。3番。

○3番（坪井仲治君） 除細動器それからCO₂センサーにつきましては、署員の皆さんが点検をされて、その中でセンサー異常とか機器の異状が分かるということですので、点検で出しはじめて分かるではなくて、日々使える状態になっているということがよく分かりました

って、そういうことだったと思います。

○分科会長（西下敦基君） よく点検は、毎日でもやっているぐらいの話だったので、安心できるような話になりました。

消防本部に、ほかにご意見ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次総務部のほうで、職員給与費で、国が負担すべきものではなかったのかというのと、あと産業支援センターと給料の話と、あと防犯の関係と、地域間交流、4項目しかないんですけど、これについて何かご意見があればお願いします。

ちょっと1点自分から、それこそ税務課の定額減税で、結構国がいろんなものを、制度を変えてすぐこういったことをやってください、給付の事業とか、そういったものって結構あって、ただ、しっかりちゃんと手当てしてくれているのかなというの、ちょっと疑問があるところがあったので、これもこういった質疑にも出ることになっているのかなと思いました。なるべく分かりやすい事業を国にさせていただければなというふうにも思いました。

ほかにご意見ある方、お願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 答弁の中で、松本委員が出した質問、定額減税に伴う業務が増えた。

それで、時間外の業務が増えて、それを通常業務の時間外に持っていった場合には、それは、何か理屈がよく分かれないうです。時間外が発生した理由というのは、国のほうの施策を実行したために業務時間が増えたということですので、ここまで含めて国のほうが面倒見るべきと私は思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見、この件に関して、なければほかの総務部の中についてご意見があれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 次が企画政策課で、庁内情報システムと、あと一般管理費の財政課のことと、あと地区振興費、そういった関係についてご意見があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ここはなしでよろしいですか。

会計課については一応バルックスのことについてありましたけど、これについて何かご意見があれば。

これもしょうがないといえばしょうがないですよ。改定されちゃってということで、大分上がる率が高かったんですけど、特に意見はないということでもよろしいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） そしたら、建設経済部、今やったところで、これ言ったほうがいいのかなと思って、建設課ですと、山下委員から道路維持のことと、あと坪井委員から災害復帰の場所を聞いていたと思いましたが、これについて何かご意見があれば。

[「それ以外でもいいの」と呼ぶ者あり]

○分科会長（西下敦基君） まず建設課から。次に都市計画課とかって、だんだんちょっと問題数が多いので、分けていただければと思います。

建設課については、維持管理の維持する場所がすごく増えてきているのかな、老朽化が。ですので、毎年同じような予算じゃなくて、ベースもちょっと上げていくべきかな。それで足りなかったら補正予算で対応するようなそういった感じにしていかないとちょっとこれからの時代に合っていないのかなと私は思いました。

私からは以上です。

ほかにご意見あれば。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の都市計画課のほうの3問にさせていただきます。

駅南北自由通路の合併特例債の話と建築物、耐震改修促進事業費について質問がありました。これ、ブロック塀とかの耐震診断ですね。こちら辺について、ご意見があればお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、先ほども言ったんですけど、耐震診断の委託料ですが、これが25件から42件に増えている。市民の皆さん、大分心配をされておられるわけですが、実際、再質問で聞いたところ、1,588件の診断をして、改修の実施件数が171件ということで、なかなか改修に踏み切れないという実態がここで分かるわけですけど、一つには、耐震診断は公的な事業としてやっているんですけども、この件数がいっぱいになっちゃうと受け付けられませんよと言われて、それで個人で診断士に頼むと非常にお金がかかる。しかも、状況によって設計がされるわけですけども、施工については資格のある工務店とか建築会社でしかできないという制約もあるんです。

なかなか、こうした市民がいろいろ心配されているにもかかわらず、耐震改修工事が進まないというのは大きな課題かなというふうに感じます。

ですから、それに対する個人への補助ということになりますので、公的な補助というのは、なかなか考え方としては難しいと思うんですけども、この辺をやっぱり進めていかないと、

倒壊ゼロとかこういったものはなかなか難しいなということを正直感じています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

ちょっと自分、これは耐震のことがメインですけど、いろんな家とか見ていると、もう家はぼろぼろだし、いろんなものが散乱していて片づけもしなきゃいけないし、なかなかもうどうしようもなくなってきている家の方もいらっしゃるんで、そういったところも手当てして、まずきれいにしないと耐震まで頭にもいかないのかなという思いもあったので、総合的にちょっと考えられるような制度があればなと思いました。

ただ、やっぱり高齢になってくると、やっぱりもういいやっていうところがあったり、本当にそこに住みながら耐震をしてもらえばいいですけど、移転しなきゃいけないかったりとかそういった問題があると思うので、なかなか難しい問題かなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見あれば。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番。先ほど星野部長からリ・バース60っていう話があったんですが、あれは自分の家屋敷を売ってお金を借りるということなんですけど、今政府で考えているのは70歳以上の高齢者の方に対して家を担保にお金を借りて、補修・改修・耐震をやるということで、国の方が返済金を補助していただいて利息のみを払えばいいようなことを何か考えているみたいなものですが、もしそういうのは施行されれば、耐震診断まではやるんだけど施工ができないという方は、もしかしたら耐震の補強をしていただけるようになるんじゃないかなと思います。期待します。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の商工観光課のほうに移らせてもらいます。

ここで、ふるさと納税と蓮池公園と小菊荘の管理費、そこ辺が質疑でありましたけど、これについてご意見がある方はお願いします。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。ふるさと納税に、さわやかの話がちょっと出たんですが、ホロンゴルフ場っていうところで、何か自動販売機みたいなものを置いて、そこで料金をやって、それが対象になっているってことですから、さわやかさんも、そういったものを、何か簡単なものを置いておいて、そこで料金を払う、ふるさと納税用のそういうものを考えてみたらどうかと。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は。

1点自分から、ふるさと納税が、金額が落ちちゃってきているというのは、本当だったら2倍、3倍と、10倍に増える方もいますけど、商品を増やすほうが、多分、何千品目とかとっているところもありますし、注目をされないと寄附金が来ないのかなっていうのが生活用品なんかはすごく出ているということです。

ただ、この時期に向けて、12月が勝負の月なので、うまくやっていく、PRとかもかけていくほうがよかったのかなというのが思いました。SNSで市民から広めてもらうとか、親類にとか、県外とか、何かもうちょっとやれることがもうちょっとあるのかなという気はしたので、もしまた、これもまた検討材料にして頑張っていたきたいなと思いました。

ほかにご意見があれば、ほかのところでもいいです。ふるさと納税でもいいです。蓮池公園とか小菊荘も、この後また審議はありますので、金額的なところは一応聞かせていただいたという感じにはなるんですけど、もし金額的なことで意見があれば。17番。

○17番（山下 修君） さっき、さわやかさんなんですけど、あそこで使うハンバーグの肉を、これ、食肉センターで加工した肉を使いますっていったら、地場産品になって、何かうまくふるさと納税を受けることができるんじゃないのかなと、そんな気がしたんですけど。

〔「今はちょっと違うところでやっているんでしょう。と呼ぶ者あり」〕

〔「今は駄目なんでしょう」と呼ぶ者あり〕

〔「オージー・ビーフ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 挙手にてお願いします、発言は。

○17番（山下 修君） 何か地場の産品ということで、結びつける方法があるんじゃないのかなと、そんな感じです。

○分科会長（西下敦基君） 6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。本当に私もそれを激しく同意で、ご提案させていただいたんですけども、オージー・ビーフを使っているから難しいと断られたという、オージー・ビーフを使っていて、もう販路が確立しているから難しいってさわやか側に断られたというふうに伺いまして、なので、県と連携して観光施設を建てながら、食肉を直売できるような施設を建てながら、ふるさと納税にも還元できるような仕組みがあったらいいなとちょっと個人的に考えたところです。そんなふうに思いました、ふるさと納税に関しては。

別で蓮池公園のところ。

○分科会長（西下敦基君） どうぞ。

○6番（須藤有紀君） すいません、関してなんですけれども、指定管理とは別に、東議員がご質問された遊具の撤去、あと新設、別途で考えていらっしゃるようにお伺いしまして、このすみ分け、市のほうが独自に遊具の撤去から設置まで、指定管理とは別にされるのか、指定管理のほうでそこも希望を出しながら一緒に進めていくのか、それはちょっとこの後別途確かめていきたいなというふうに感じました。遊具も含めるのであれば、この限度枠だとすごく少ないと思いますので、ちょっとこの後また確かめつつ確認していきたいと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、私も違和感を持ったのは、蓮池公園と小菊荘の管理が2,500万と3,500万で、先ほどの説明ですと、ほとんど経費のみなんです。指定管理者の、いくなれば運営上のうまみというのはという話になっていくわけですけど、これまでよりも条件はよくはなっているんですね。この指定管理料については、小菊荘については特にそうなんですけど、そうすると、これからも今言う備品であるとか設備であるとか、そういったものなんかも、改修については200万というめどが一つあって、それを超えるものについては市でやるとか、あるいは事業者が、管理者がやるとかというすみ分けはできてはいるんですけども、ある程度余裕を持った支援をしていかないと、指定管理者の能力だけで、さあ、やれと言っても、なかなか難しいなというのをちょっと感じたんですけど、後で指定管理の指定については、いろいろ議論が出ると思うんですが、運営上もう少し幅のある予算と金額が必要だなということを感じたんです、私はですけど。

○分科会長（西下敦基君） ほかにこれについてご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） また事業費については、この後の議案のほうで質疑をしていただいて、予算のところでも意見を言っていただければと思います。

よろしいですか。金額的なものがちょっと意見というか。

商工観光課の次が農林課になってきますが、国有農地と、あと担い手の金額のことと、あと盗難のこと、あと農業施設、あと災害復旧について事業がありましたが、この中でご意見がある方は、挙手にてお願いします。

1点、自分は担い手確保のほうで、支援があるから、もう出さなかったと言っとるんです

けど、ただ、イチゴとかの設備って結構投資をかけていると思うので、そこがちゃんと補助金が入ってやれていて、支払いもある程度払えていて、別で350万円以上収入になるのかって、それもちよっと疑問だったと思うんですけど。

ただ、成功して一応支払わなくてもいい、よくなったのかなと思いましたので、1点、成功事例としてはいいのかなと私は思いました。

これがお茶とかだったらもっといいのかなと。イチゴ施設とかになって、そういった農家のほうもやっぱり金額が、単価が取れるとか、そういったことになってくるのかなと思ってるので、ちょっとそういった感想です。

ほかにご意見があれば。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） いいですか。

なければ、あと茶業振興課で、これははっぴのものと品評会のことがありましたが、何かご意見があれば。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。品評会のことなんですけれども、結果奨励対象にならなかったというんですけれども、品評会って、私、すごく大事な、特に掛川なんかは奨励の金賞を取ったとかっていろいろあって、それは茶業者さんのやる気とか、それからプライドとか、それからまた切磋琢磨する力になると私は思っております。

ですから、ぜひ品評会、もちろん販売のほうに力を入れるというのは、私も実際に茶業者さんにお話しするときには、その話を非常によく聞いておりますが、やはり品評会ということで、全体の底上げというのは、私は大事だと思っていますので、ぜひここは力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。

ちょっと自分も、これ関連して思ったのが、奨励金が少なくてあれなのか、全然そんな余裕なくて販売なのか、そこら辺の検討が必要だったのかなと思いましたし、どうすればもっとみんな出すように、品評会に出してくれて上位を取れるようにするとか、そこら辺の分析とかが分かればなと思いました。

以上です。

ほかにご意見があれば。8番。

○8番（鈴木直博君） この品評会の件で、この間テレビ、1週間くらい前だったか、見てい

ると、品評会に出品した数の多いところが、いい成績を収めているというのか、件数も順位にある。トップになったのは、ちょっと記憶、忘れちゃったんですが、あまり聞いたことのないところが頑張って、1等賞だか何か取ったという、そういうニュースがありました。

やっぱり今言われたように、たくさんの人が出品できるようにしてあげたらいいかなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。この品評会とはっぴと両方なんですけれども、今年やっぱり一番茶が相当厳しかったので、次々と茶園が廃業されていまして、やめる茶園とか、あと工場も解散するというお話をたくさん伺っておりまして、本当に厳しい中で、茶業者頑張ってくださいっているので、品評会の出品の奨励も大事なんですけれども、市役所のほうでも菊川茶を大事にしているという姿勢をPRしていただいて、少しでも励みにしていただく活動って、とても重要だと思いますので、それを進めていただきたいなと感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、建設経済部、また聞きたいことがあれば。なければないで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、議案第73号のうち、総務建設分科会所管に係る項目の審査を終わります。

ただいま出されました質疑等を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。

報告の作成につきましては、正副分科会長に一任をお願いします。

この後、総務建設委員会を引き続き開催し、議案第81号の審査を行います。

ということで、10分ほど休憩で、そろい次第また開始ということでお願いいたします。

閉会 午後 2時30分

開議 午後 2時38分

○委員長（西下敦基君） それでは、議案第81号 指定管理者の指定について（菊川市営保養センター「小菊荘」）の審査に入ります。

これより総務建設委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は9人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設委員会を開会いたします。

本議案については、本日採決を行いますので、ご承知おきください。

それでは、質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員からの質疑から行います。

事前通知なされた方は、挙手の上、通告順に質疑を行ってください。ということで、1つ目を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。指定管理者の指定について、質問をいたします。

設置の目的の中に、地域住民に健全な憩いの場を提供し、もって、地域住民の心身健康保持及び福祉の増進を図るための指定管理者としての責務についてお伺いをいたします。

1点目といたしまして、保養センター「小菊荘」の管理運営に対する理念です。そういうことで質問をさせていただきます。

2点目で、安定的な人的措置の確保、並びに財政基盤についてお伺いいたします。

次に、3点目といたしまして、実績と経験、この3点について、まずご質問をします。ご答弁をお願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林商工観光課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。よろしくお伺いいたします。

まず、今回、指定管理者候補者となったドラマカンパニー合同会社について、簡単に説明のほうをさせていただきたいと思えます。

名称は、ドラマカンパニー合同会社、代表者、業務執行社員の山下隆宏氏となります。所在地は、菊川市堀之内1446番地、産業支援センターE n G A W Aで法人登記したものになります。設立が、令和6年5月20日になります。したがって、5月に設立された会社でありまして、企業としての経営実績はない業者でございますが、応募要件等々を満たしているか等々、確認しているところでございます。代表の山下氏につきましては、現在、森町のほうで飲食店を経営されている方ということでございます。

それでは、答弁に入らせていただきます。

1つ目の保養センター「小菊荘」の管理運営に対する理念についてですが、代表の山下氏

は市内出身で、少年時代には、野球で小菊荘でのスポーツ合宿を経験したこともあり、地域の方が安らげる場所を取り戻すことや、スポーツを通じた健全な子どもたちの育成の場の提供など、小菊荘とその周辺のにぎわいを再び活性化させたいという思いをもって、今回、指定管理者指定の申請理由にしております。

2つ目の安定的な人的措置の確保並びに財政基盤についてですが、ドラマカンパニー株式会社は、本年5月に設立した会社で、代表の山下氏は、すみません、重複いたしますが、現在、森町で飲食店をご夫婦で経営しております。

今後、ドラマカンパニー合同会社として、森町の店舗と小菊荘を運営していく予定と聞いております。

小菊荘につきましては、代表の山下氏を中心に運営し、施設の維持管理や接客、受付等に係る業務については、地元を中心としたパート従業員の雇用やシルバー人材センターへ委託するほか、地元団体にも協力を依頼する予定でございます。

財政基盤については、ドラマカンパニー合同会社としては、現時点で経営実績がないことから、事業収益はありません。ただし、今回の指定管理では、小菊荘の光熱水費や施設の維持管理に係る費用も、指定管理料に含まれていることから、前回の指定管理者とは異なり、小規模事業者であっても、安定的な経営運営がしやすくなっていると考えております。

ドラマカンパニー合同会社は事業規模が小さく、初めての指定管理となるため、運営状況については、指定管理料の支払いや維持管理経費の執行状況も含めて、市がしっかりと確認していく必要があると考えております。

3つ目の実績と経験についてですが、重複いたしますが、ドラマカンパニー合同会社は、令和6年5月に設立された会社です。まだ企業としての経営実績がありませんが、代表の山下氏は、現在、森町で飲食店を経営されており、最大30人程度までの会食も受け入れております。

小菊荘の運営においても、食に重点を置いて、まずは飲食での集客を充実し、そこから、宿泊や合宿、自主事業での収益につなげていくことを計画しております。

また、広告業の経験もあり、現在経営されている飲食店も、SNSを積極的に活用して情報発信をされているため、小菊荘の運営においても、その情報発信力による集客が期待されます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、説明があったんですけども、指定管理者制度とは、公共施設の管理運営を民間に任せる制度であるということで解釈がありますけれども、実質的にやっぱり市の方針、いわゆる計画に沿って本来できるかどうかというのが、今の段階でやっぱり行政のほうでも判断が非常に難しいと思うんですけども、特に、指定管理者としてのいわゆるメリット、最大のメリットが、どこにあるかということ、いわゆる1つのポイントでしょうけれども、会社会的ないろいろの条件的なものを示しながら、いろいろお話をしてきた経緯があるかと思しますので、まずその辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。今回、小菊荘の指定管理につきましては、市のほうのメリットとしまして、令和4年度、5年度と休館状態というところもございまして、運営に関して、窓口というか施設を開けているだけで、今回、指定管理料相当の金額が維持費としてかかっているところもございましたので、それを指定管理料にして、少しでも活性化できる、一応市の財政的な基盤としても、売上の5%は指定管理者から市のほうに納入するような仕組みにはありますので、委託よりも指定管理者制度による運営をしていただいて、民間の活力を使って、地域のほうを活性化させていくということが、指定管理者としてやっていただくメリットかと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。先ほど設置目的を言いましたけれども、要するに設置目的に対する、いわゆる1つの政策的なものも含めて、十分な理解が得られているかという点について、どういうふうに認識しているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。保養所という形態の中で、条例の中にもございますが、地域の皆さんに利用していただいて、地域住民に健全な憩いの場を提供してというような文面もございますので、地域の方にすぐく利用してもらうような施設ということで、保養所の目的というのは、指定管理者候補者に対しても、十分伝えているところで、提案の中でも、かつてのコロナ前のような活気を取り戻したい等も意見として頂いておりますので、こちらの目的については、したがって、理解していただいていると考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。設置の理念とといいますか、地域住民の健全な憩いのということで松本委員のご説明があったとおりなんです、この事業として非常に書かれているものにつきましては、スポーツ及びレクリエーションに関すること、休憩及び簡易宿泊に関すること、会議、研修等に関すること、飲食の提供に関することと、4つに分かれておりますので、この目的につきましては、レクリエーションということで、今ある蓮池公園とグラウンド、あと休憩及び簡易宿泊ということで、当然宿泊機能を有した建物になりますので、こちらについても宿泊することもできますし、部屋がたくさんありますので、休憩で使っていただくこともできる。会議等につきましては、それぞれ2階と1階にあるわけなんですけども、そこについても、会議、研修に使うこともできますし、4月1日のオープンの当初から、飲食の提供ができるようなことで計画が組まれておりますので、この事業の目的には達成できるかなということで、審査のほうをさせていただいておりますので、問題は無いということで考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） すみません。長くなりますけれども、よろしく申し上げます。

本来考えている管理運営事業、要するに、受ける方がどういうふうに考えているのかというものと、要するに、あと自分の事業が、いわゆる自主事業というものがあるかと思うんです。考えられていると思うんです。そういったものについて、少し皆さん方に説明ができるような形で説明を加えてほしいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。初めの4月からどんな形でやっていくか、あと自主事業でどんな提案があるのか、もう少しご紹介させていただければと思います。

通常の自主事業以外とか、通常業務と言っていると思うんですけど、飲食のほうは、レストラン運営のような形で、モーニング、ランチ、ディナーを提供するというような提案でございます。場所が、今あるロビーを少し改修して、そこにレストランをというところで提案がございます。会食も30人規模まではできると。法事なんかも、いきなり法事がどこまで需要があるかはちょっと分かりませんが、そういうのも対応していく。

宿泊についても、すぐに人数的にたくさんはということですけども、できないかもしれませんが、宿泊のほうの対応をしていきます。蓮池公園とグラウンドの管理を行うところと、あと売店のほうを経営するというところで、獅子ヶ鼻岩もありますので、戦国関係の何か

グッズを販売したような、そんな提案もありました。

続きまして、自主事業ですけれども、まずはバーベキュー場を開設、あとは室内にありますけれども、大広間での親子キャンプ体験、屋内にテントを張ってというようなことになります。あとはスポーツ合宿を受け入れる。あと地域との関わりを増やすために、田んぼアート等の地域主催のイベントとの何か連携、協働ができないかというところで考えております。

あとは簡易サウナの設置、それから、あとちょっと運営から少し時間がたつかもかもしれませんが、小菊荘駐車場への車中泊設備の設置やEV充電設備の設置など、あとは将来的に小菊荘のグラウンドを活用した少年野球教室をやっていききたいというご提案がありました。

すみません、以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） それでは、次に移っていききたいと思うんですけれども、質問2に出しました人的措置、財政基盤の関係に移っていききたいと思います。

本来的に、今、森町で飲食のほうで2人で経営しているということなんですけれども、実質的にその経営等含めて、小菊荘の指定管理を受けた場合、若干の心配面があることは確かだと思います。そんな面も、どのような形で人的措置をするのか。また、財政基盤については、いわゆる資金管理、資金運営、こういったものに対してどのような考え方をしているのか、その辺の関係について、少しご説明をいただきたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。まず人的な、人員の確保につきましては、今、考えているのは、地元の方を中心に雇用に結びつけていきたいというところでございます。

あとは管理する部分、主には除草とかそういうことになろうかと思っておりますけれども、そういうのはシルバー人材センターのほうにお願いしていること、あとは地元の小出蓮池の会が、今、実際に市の委託を受けて管理していただいておりますので、そういう地元団体といろいろ引き継ぎもあろうかと思っておりますけれども、そういうところで協力のほうだったり、もしかしたら、実際に雇用をさせてもらったりとかということもあるかもしれませんが、そういうのを考えております。

財政基盤も含めて、ご本人が料理長を務めることで、そこで料理は、ほかに料理関係のほうは雇わずに済むものですから、料理長を兼務することで、人件費にかかる分も節約していくという部分は考えております。

実際にランニングコストとして人件費がたくさんかかると、また運営費というのがかかってくると思いますので、人件費をなるべく節約しながら、まずは飲食を軸に運営していくというのが、今考えている計画でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。それと、要するに指定期間、期間の関係なんですけれども、そこで書いてございますけれども、令和7年から令和11年の5か年の計画であるんですけれども、こういった初めての扱いとなるようなものについては、なぜこの5年としたのか、3年でもできるわけですよ。状況の判断をして、改めて再度またお願いするような形にすればいいと思うんですけれども、5年にした関係についての説明を、経緯、こういったものをお願いしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。期間の5年につきましては、まずは募集要項の段階で、5年間ということで、まず募集をかけています。5年の経営というのは、募集要項の選定委員会の第1回目で、募集要項の中で決めて、安定した経営を継続して、その後には3年より5年のほうがということで、こちらで提案した中で、そのまま募集要項としても5年間ということで、まずは募集のほうはスタートしております。なので、ドラマカンパニーだから5年だ、3年というところは、ちょっとすみません、議論はしてないんですけれども、募集要項上、5年間やっていただけたところを募集したということでございます。

○委員長（西下敦基君） 星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。募集要項の中で5年間、想定したのは、ある程度実績のある、いろんなどで指定管理をされているところも来るんじゃないかと。ただ、そこというのが、以前の業者、やってたところも、やっぱりそこ手を引いたということもありますので、やはり3年間で投資するか、5年間で投資するか、人材を張りつけるかということを見ると、やはり最長の5年間というところで保障してやらないと、なかなか手を挙げてくれる人がいないんじゃないかということで、選定委員会の中でも5年間ということで決まりましたので、相手が決まったから、そこで3年にするというところちょっとできませんので、予定どおりの5年間でお願いしたいということで、お願いしております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 最後の質問にさせていただきますけれども、実績と経験についてということでありますけれども、応募団体であります関係について、指定管理者業務に関する専門知識、それから、宿泊経験、こういったものを十分に有しておればいいわけですが、また、そういった経験が乏しいということになれば、熱意や意欲、こういったものを持っているかどうかという判断が必要になってくると思われるんですけれども、この関係についてはどうでしょうか、お伺いたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。おっしゃるとおり、経験値は飲食しかありません。今回2社、また次の質問で出てきますけど、2社の中で、飲食店を運営しているという部分が、ドラマカンパニーが経験値であって、そのほかの管理部分については、これから整理して、しっかりやっていっていただくというところをお願いしているところになりますので、そこはもう意欲を持ってやっていただくということで、そこは、本人たちも弱い部分はあるよというところの中で、いろんな人に助けを求めながらやっていくということで、考え方を示していただいているところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。宿泊の面が経験がないということでございますが、この方々、ちょっと全国各地の値段が安いといいますか、リピーターが多いような人気施設の宿を全国的に回って、そういった調査のほうはしているということで、小菊荘のほうも、できればたくさん来ていただきたいということで、今、12部屋ほどしか宿泊部屋はないんですが、1室1室で、1名1室3,500円、これ提案書に書いてあるんですけど、3,500円から宿泊できるようなリーズナブルな値段で朝食つきというような形でプランは立てていらっしゃると思いますので、それを実現するためには、やっぱり魅力ということで、少年野球とか、ちょっと子どもたちも少なくなっているんですけど、そういうところの指導をしながら、そこで宿泊していただいたりとかということも、少し構想の中で考えていらっしゃると思いますので、そういうプランを立てて、あそこで宿泊して、ご飯を食べるんだよというような形で持っていきたいということがありますので、十分最初のレストランの経営は、今もう既にやっている話ですけど、宿泊業については、もう少し新たなプランを提供する。それを得意なSNS等で皆さんにPRして来ていただくような施設にしていきたいということで言っていましたので、こういうのを我々で後押しして、何とかうまく行けばということで考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 指定管理者の指定についてということで、議案第81号ですか、こういったものについて事前質疑をさせていただきました。このほか、皆さんからいろんな意見が、質疑的なものが出されているように思います。そんな面を含めて、私からはこれで終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 今のところで、①、②、③と細かく振り分けられて、ここで再質問がある方は挙手にてお願いします。ただ、ほかに4人から質問が出てますので、それに係らないもので質問していただければと思います。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、ちょっと今の答弁の中で確認をさせてもらいたいのは、自主事業をいろんな企画の中で、提案の中であったということですが、それに関わる経費については、3,500万が債務負担行為で設定されているわけですけども、こうした新しい提案に対して、先ほどロビーの部分のレストランというふうな話ありましたですけども、そうした改修における、あるいはその提案を実行するに当たっての改修とかの経費というのが、この700万の中で、要するに指定管理料の中でやるのか、本人の自主的にやってもらうのか、その辺の区分というのははっきりしてるかどうか。

○委員長（西下敦基君） すみません。これ4番目に質問する予定だったのかなと思うんですけど。

○16番（横山隆一君） いや、今ここで出たんで。

○委員長（西下敦基君） とりあえず榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。自主事業に係る経費につきましては、指定管理者の負担と考えております。

以上です。

〔「もう一点いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 今言う指定管理料についてですけど、ちょっと基本的な考え方なんですけど、上限額が3,500万で、初年度あたりからも、いわゆる経常的な経費における削減を指定管理者が図った場合、今、実際には700万ということですが、分かりやすくいえば、600万で収まったということになると、その差額分というのは、3,500万円のほうに先送りというか——になっていくものなんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。榑林課長。

○商工観光課長（榑林英介君） 商工観光課長です。協定書での、これで議会で承認もらったから協定書結んで、金額とかも出てくるんですけども、それがいわゆる金額でありますので、それから、例えば、前もそうだったんですけども、シルバーに頼むのを、いつもいる人たちがやって、そういうのを節約してたんです。経費のほうを安くする。金額はもうこの金額で、今回の金額が、今、令和5年、6年度で指定管理者に管理をお願いをしてない中で、どうしてもかかる経費として、これだけは渡しましょうというところでスタートした部分ですので、これはもう渡します。経費は、これをどういうふうに運用していくのかというのは、ほぼほぼ施設管理で埋まっちゃいますけども、多少そういう部分で経費の削減というのはできるというふうには考えています。

○委員長（西下敦基君） すみません。ちょっと、今、関連で、年間700万という、初年度は1,000万ぐらい欲しいよ。あと6年度は減らしたよとか、そういったこともあるんですか。もう一律700万と考えてるとか、お金を渡すときというのか、運営上は。

答弁を求めます。榑林課長。

○商工観光課長（榑林英介君） 商工観光課長です。今回、第2回の選定委員会、プレゼンをやっているんですけども、その中で、指定管理料、うちは幾らでやりますよというのが提案の中に入っています。その金額が、僕たちは、提案募集のときに、指定管理をしたときに1,200万という設定をして、これ以内でやってくださいねというのを示しています。その中で、指定管理料を少しでも安くする努力をしてもらったら、選定委員会の点数が高くようなことになりますので、実際には、今提案いただいている、初年度は小菊荘の700万円の限度額に対して699万6,000円、ちょっと若干減らしている。699万6,000円、蓮池公園の500万円に対しては、4,999万2,000円ということで、若干減らしていると。そんな提案をいただいているので、私たちはこれでやりますよという提案をもらっているのを予算化しているということになります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑のある方はお願いします。

〔「とりあえず次行こう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） ここで、みんな質問しなきゃいけないことが結構あるんですけど、まず財政基盤とかいう、ほかに質問しなくていいんですか。結局この会社、受ける会社が財政どれぐらいお金をもらっているとか、運営状況とか、もう一個会社持ってますよね。そ

この状況とかをちゃんと調査してあるのか、そういったこととか聞かなくていいんですか、皆さん。

○6番（須藤有紀君）　すごい聞きたいんですけど、めっちゃ長くなりそうなので。

○委員長（西下敦基君）　まず最終的に今のこと、じゃあこのドラマカンパニー、向こうのもう一個1社を経営しているとして、もうそこら辺の財政状況とかの調査はされているのか、そこら辺まずお伺いします。答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君）　商工観光課長です。今回ドラマカンパニーとすると、まだ5月に設立されたものですので、企業として、ドラマカンパニーとしての決算を済んでいない中で、基盤というのは正直ない。ただ、そうするとあれなので、個人の、お二人ですので、個人のここ5年間の申告書を提出していただきまして、収入はどのくらいあるか、そういうふうに確認させてもらって、その中で安定して収入を出しているところを確認してあります。また、その貸借対照表に代わる資金的な部分については、個人の状況等についても、公的機関で分かるところ、どんだけ納税しているのとか、そういうところは、納税証明とかを出していただいて確認しているところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君）　はい、わかりました。お金の流れのことで、指定管理料が小菊荘と、あと、何かの公園のほうで、今から700万円もあったんですけども、年度当初に最初に渡すのか、それとも段階的に渡していくのか、いきなり渡してやると実施しないのにお金を入れちゃうかもしれないから、そういったこともちょっと心配するのかなと思ったので、その点についてお伺いします。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君）　商工観光課長です。指定管理料につきましては、現在協議中ではありますけども、四半期に一度、3月ごととか、もう少しもしかしたら細かく支払うとか、保守業務に必要な金額を渡さないとあれなので、少し調整しながら、なるべくちょっと細かにしながら支払いのほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君）　わかりました。リスク管理がちょっとどうかなと思いましたので、1つ聞かせていただきました。自分からはいいです。この関係について、実績、経験とか財政基盤とか人的措置ということが質問ありましたら、その中で質問があればお願いします。なければ次に移ります。この中で質問があれば、なければ次に行きますけど、じゃあ次に行っちゃってよろしいですか。後で戻ることもできますので。じゃあ2つ目の質問で、隆一委

員からお願いします。

○16番（横山隆一君） 16番、横山隆一です。これはちょっと重なる部分もあるかと思いますが、選定委員会の審査項目と審査のポイント、選定するに当たってのポイント、また指定管理者公募に参加した業者、団体の状況をお知らせをください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。横山隆一委員のご質問にお答えいたします。審査に当たりましては、前回までの小菊荘の指定管理者選定委員会の審査を参考に、管理、運営の基本的な考え方や、収支計画、指定管理料、地域と連携した企画など、24項目の選定項目を設定しました。その中で、小菊荘とその周辺施設を、より多くの方にご利用いただき、安定した管理、運営を実施するために、施設の利用促進対策及び経営改善に対する提案についての得点配分を最も高く設定しております。

指定管理者公募に参加した業者、団体の状況でございますが、今回、2社からの応募申請がございました。1社は、議案に提出いたしましたドラマ管理課に、合同会社で、令和6年5月に設立した法人であり、代表は森町で飲食店を経営しております。もう1社は株式会社さのや会館で、所在地は黒石です。以前は冠婚葬祭業としてホールを運営されておりましたが、現在は不動産管理を主に行っている会社でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、指定管理なので、点数を採点しているはずなんですが、この2社については、どのくらいの点数であり、どのくらい差があったのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。総合点でいいますと、ドラマカンパニー合同会社が、委員が8人ご出席いただきまして、その合計得点、1人につき満点だと200点という形になります。60%以上は取ってくださいねというところになって、それが最低点で60%以下、いわゆる1人120点以下ですと、1人だけ、採点した委員の合計が60%だと、出していないという考え方になります。なので委員8名が搬算できておりまして、1,600万点中1,051点。続きましてさのや会館につきましては、995点になりますので、その差が56点というものでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○16番（横山隆一君） ありません。

○委員長（西下敦基君） これに関連して、審査について、何か質疑あればお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。今回の指定管理者の公募に当たり、以前の公募条件と変更した部分がありましたか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。坪井委員のご質問にお答えいたします。以前の公募条件と変更した部分といたしましては、以前は、蓮池公園の管理分にはのみ設定した指定管理料につきまして、小菊荘の管理も設定したという点と、修繕料の指定管理者の負担額の上限を50万円から30万円に引き下げた点となります。小菊荘は、令和4年度までの指定管理では、飲食や宿泊などの営業収入で、食材の仕入れ費や施設の維持管理費などの営業支出を賄う独立採算性を採用して指定管理料を設定していませんでした。小菊荘の維持管理に係る経費も指定管理料に含めることで、より応募しやすい状況になったのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 提案条件の中で売上げの5パーセントというやつを市に還元というのがありますけど、比率はあるのですが、目標金額とかそういうのはあるのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。率の設定だけで目標金額というのは設定してございません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますが。3番です。

○3番（坪井仲治君） 応募のときのプレゼンの中で、売上げに対して、施設全般での利用人数とか、今宿泊3,500円ですごい低い設定なんです。ある程度人数が集まらないことには利益は出ないはずなんです、その辺りについては向こうからあったんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） すいません、ちょっと調べていますが、計画、令和7年から5年間分、計画をつくってもらって、こんぐらいの収支を考えていますよというのがござい

ますので、それをもってちょっと説明をさせていただきたいと思います。少し調べさせていただいて、後でということ。

○委員長（西下敦基君） 何か、関連質疑のある方は。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。売上げが全然なかったら、この5%は入ってこないわけですよね。普通はミニマムチャージといって最低保証というのでしょうか、売り上げがあってもなくても基本的にはこれだけはくださいよという内容の契約をつくる場合があるのでしょうか。そういうことはお考えにならないですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。今回、募集要項の段階でもミニマムチャージという考え方として設定のほうはしておりませんので、あくまで収入に対して5%をいただくというところの設定までとなっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。ほかにここで関連質問があれば。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、次の4番目で答えがあったかもしれないですけど、よろしいですか。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 先ほど、坪井委員からご質問あった宿泊の利用者の見込みですけれども、宿泊として令和7年度、漠然とした数字になっちゃいますけれども819人、令和8年度が1,488人、9年以降は安定的に2,158人という数字で今、収支計画のほうはつくってございますので、徐々に増やして安定しているところに持っていくというようなところの計画となっております。会食につきましては、年間4,236人、令和7年度は4,236人、令和8年度で5,338人、9年以降は6,252人ということで収支の計画のほうを出す予定です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。この質疑に関して再質疑を3番お願いします。

○3番（坪井仲治君） はい、3番です。宿泊の部分の初年度は819人で、令和4年の実績値より少ない人数なんですけど、会食のところでは4,236ですか、当初、これ、令和4年の実績人数からするとかなりのすごい数になるような気がするんですけど。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 先ほど金額、人数の見込みですけれども、積上げしているわけです。土日に何人、平日何人という形で考えていたところで、人数のほう計上しています。

会食については、このドラマカンパニーの一番の軸にする部分ですので、そういう計画をつくって収支のほうにしているというところがございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑、3番。

○3番（坪井仲治君） ということで、目標値、そういう数字を上げていただいているんですが、その都度、年度ごとにその実数達しない場合の扱いというのはどういうことになるでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。実質達するか達しないかというのは、だんだん増やしていくという話になると思いますので、それが達しない場合とかではなくて、要は経営ができていないかできていないかという話になりますので、ランチ経営をやる、ディナー経営をやる、宿泊者に対してはモーニングを出すとかという形で、その都度提供できて、その収支の中でしっかりプラスマイナスで黒字化できるかというのが、食事部門の管理かなと思っていますので、そういうことにならないように、少しずつ広げて拡散してお客さんに来てもらって、食べていった人が、それはおいしい、まずいというふうに判断されると思いますので、そういう声をSNS等で拡散していくというのが、この人たちのやっているのが森の状況でございますので、そこの森の食堂についてはなかなか予約が土日は取れないというような状況でございますので、そこもどっちかというところ、言い方悪いですけど、どうしても決して便のいいところではないと思いますので、車でしか行けないような場所でございますので、そういうところであれば、そうやって拡散して、少しずつおいしいからもう1回行こうねというような形で、お客さんを集めていくというような形も取られるんじゃないかと思っておりますので、だめだったからというのは今のところ設定はございませんので、しっかり収支が取れる運営をしているかという確認はさせていただきたいと思っております。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。いいですか。関連してありますか。17番。

○17番（山下 修君） 関連じゃない。

○委員長（西下敦基君） 先にこっちの出ているのを先に言ってもらって、あとは全体を通しての中で質問していただいて、4番目の質問を私からさせていただきます。今回の指定管理の業務内容を行うための会食等の費用、見積りはどうだということをお伺いします。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。西下委員のご質問にお答えいたします。

指定管理者候補者からは、先ほどこちよっと出ましたように、ロビーについて内装を変えたり、飾り付けをしてレストランとして利用できるようにすることや、大広間や会議室で屋内キャンプ体験ができるような簡易テントの設置、売店を再開し、戦国グッズなどを取り扱いも始めるなどのご提案をいただいております。これらの改装の費用等に関しましては、指定管理者の負担となりますが、詳細については今後の協議の中で詰めてまいります。なお、市が実施する改修は、9月補正でお認めいただいた予算により、屋上防水工事、ボイラーや浄化槽の修繕などを行います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。自分からはいいですけど、関連質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、最後の質問を私から、地域の避難所として利用がされていたが、値はどのようになっていくかということで、答弁を求めます。榑林課長。

○商工観光課長（榑林英介君） 現在、小菊荘は地震災害時の指定避難所及び風水害時に大石自治会が自主的に開設する任意避難所となっております。災害時などに小菊荘が避難所となることについては、指定管理者の募集時に示している管理水準書に明記しており、指定管理者による管理運営の対象も、指定避難所、任意避難所となることについて変更はございません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。事業者には理解されているということでよろしいですね。分かりました。私からは以上です。このことに関連して質疑はありますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、全体を通して質疑を行いたいと思います。質疑のある方は、挙手にて、17番。

○17番（山下 修君） 17番です。市のほうとしては、この指定管理、また自主事業に対して、管理としてどういうことをするかということだと思っておりますけれども、指定管理で、蓮池公園の指定管理料が500万、それから、保育所の管理として年間700万ある、それとあとは自主事業のほうで、いろいろレストランとか、売店とか、キャンプ場とか、簡易サウナとか、いろいろやって、その5%をとということで管理するわけですが、その3点で管理されるということで、いいですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。榑林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。管理という、指定管理者がどういう運営をされているのかというのをチェックするというのは、ほかの指定管理業務もそうですけども、月に1回、定例会というものと、外部委員も含めた運営委員会というものをやっているのですから、そういう場で確認していくことをする、プラス、支出の状況等、支払い等、こちらから指定管理料でお渡ししているものを保守管理とかで使う、いろいろお金は必要になってきますので、そういう支払いの状況等を月例のところで報告連絡をしていただく形になります。最終的にはモニタリングとかもするものですから、そういうところでいろいろとチェックという言い方になると、そんな、していく予定でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。17番。

○17番（山下 修君） 指定管理の中で蓮池公園の、先ほどもちょっと話していたかもしれませんが、例えば、指定管理者にいろいろな人のつながりの中で、私、造園よく知っていて、安くできたよと、年間700万のとりあえず予算があるときには500万で収まっている、それは500万で収まっても200万は年間の管理料で、こちらに見て適正に管理されているとなれば、それでオッケーだということによろしいわけですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。ちょっと公園のほうの管理部門がありますので、私のほうから答弁させていただきますが、例えば公園でいくと年間3回の草刈りをやってもらいたい。木の剪定は、高木剪定、中木剪定、低木剪定を年1回とか、2年に1回とかというふうにやる項目を全て指定をしてありますので、それがしっかり回数をやって、適正な業務がされていけば、山下さんが言われたとおり、700万、500万になっても、それは自由努力だということ考えていますので、それはそれでいいのかなと。我々が積算したとしても、市内の造園屋さんに見積もりをもらって、何回剪定して、見積もりをもらって、それを入札に出せますので、当然入札すると若干差金が出たりしますので、それはしょうがないと思っていますので、適正な管理がされているかというのは、チェック項目をつくって、現場を確認して問題なければ問題ないということで、処理させていただくような形になりますので、これは公園なんかの指定管理も同じような形で考えています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 1点は、5年間という契約なんですから、今、いろいろな労務単価というか、作業料も上がっていますし、今後どうなるかちょっと分からないけれども、5年

間同じ単価でいけるかどうか、ちょっと分からないんだけど。途中での見直しみたいな、そういうことはないんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。よく著しい変化が発生した場合は、双方で話し合っで見直すということがありますので、それは可能性としてゼロではございませんが、公園とかの指定管理なんかも、今日議決していただいた分なんかは、著しく上がっているに近かったんですけども、何とか見込めたということで、収支を見ながらの判断をさせていただこうかなと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） そうしますと、物価スライドあるよということでもよろしいわけですね。あと、市のほうで一番あれなのは、公園にしても何にしても管理というのが、予算があってやるということじゃないですか。そちらのほうでお客さんつくか、つかないかというのは、おいしいよとかというような、ところからつながる部分もあると思うんですけども、そこら辺の営業的な、お客を集めることに対して、市のほうとしては何かアシストというか、サポートするようなことは考えておられる。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。市のほうとしても、小菊荘のリニューアルについてとか、定期的にそういう、今どうしているかというのは、SNSを使いながら、広報に努めていくというのは、協力しながらやっていくつもりでおりますので。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） 11番。

○11番（横山陽仁君） 幾つか教えてください。この山下隆宏というのは、幾つになるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。55になったと。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問お願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 差し支えなければ、現住所と、今経営しているお店の住所、名前、差し支えなければ教えてください。

○委員長（西下敦基君） これはプライバシーとかの情報のことで、大まかだと。11番。

○11番（横山陽仁君） なぜ聞いたかという、こういう商売は難しいもので、今森町で不便なところでやっていて、本当にもうかっていて、十分資力があるよというなら、安心できるけれども、その園内に来て、いわゆる6月につくったばかりの会社で、信用できるかどうかということですよ。信用力の問題ですよ。

○委員長（西下敦基君） 答弁、回答できる範囲でお願いいたします。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。今森でやっているお店につきましては、森町の一宮という場所で経営されていまして、店舗は、さかなの森という店舗を経営されています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

1件、山下委員のときに、支援的な市との関わりというのがあったんですが、それこそ産業支援センターで登記をされていて、あそこで相談を受けたりとか、支援とか、重用的なものではしていると思うんですけど、そういった絡みで何かあるのかなと思ったんですけど、支援できることとか、補助とか、もしあればと思いましたけど。答弁を求めます。高木係長。

○商工観光係長（高木 君） 商工観光課係長の高木です。登記は実際に産業支援センターで、会社の立上げについては、産業支援センターで助言を受けながら、今回の合同会社を立ち上げられたという話は聞いておりますが、その後、何らかの支援とかいう形は、まだこのドラマカンパニーさんのほうに入っていないという状況です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ほかに質疑ある方お願いします。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。ちょっと関連して質問させてください。この所在地が産業支援センターになっていますよね。このドラマカンパニーというのは合同会社ですよ。どうして合同会社にしたかということと、どうしてその所在地を産業支援センターにしたのかというのが、ちょっとつながらないんですけども、その辺ちょっと詳細に説明をお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。産業支援センター、園側では法人登記ができます。事務所とかを持っていない法人につきましては、いわゆる間借りというんでしょうか、産業支援センターを事務所として使うということで、産業支援センターの住所を使って登記をするというのが可能ですので、そういう登記をまずはこのドラマカンパニーはされ

っていると、合同会社という選択は、ちょっとそれが理由としては、ちょっと実は聞いていないんですけども、合同会社、株式会社、何が違うのかみたいなものをちょっと調べたんですけども、経営の自由度が高い、経営者が出資しているだけで、2人とも言い方とすると、社員ではありますけど、2人とも意見が言えるような形、そんなところでそういう選択をされているのかなと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が追加で、星野部長、どうぞ。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。産業支援センターに具体的な、細かな相談、どんなことをしたかというのはちょっと把握していないんですけど、産業支援センターの目的として登記ができるような形にしておく、スタートアップ企業がそこで登記、法人化できますので、幾つかの登録ができるようにしてあります。

山下さんがオールデイ会員になって、この施設を利用できるようになっているというのと、そこに何で起こしたかについては、ちょっと推測でしか言えないんですけど、市内に住所があったほうが多少なりとも、そういう選考には有利になるというふう考えたのかもしれませんが。ちょっとそこら辺しか言えないんですけど、申し訳ないです。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） いいです。

○委員長（西下敦基君） ほかに何か質疑があるかは。じゃあ、6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。園側で登記されたということで、非常に私としてはいいなと思ってはいるんですけども、ただ、ほかの議員も心配されているとおり、信用の面と本当にやっていけるのかというところで大変不安を感じております。

先ほど5年分の申告書と納税証明書で確認をされているというふうにご答弁を頂いたんですけども、この今やっている真田の森の売上金、客数、客単価、こうした細かい経営の状況というのを確認されていますでしょうか、そこをまずお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。この申告書の中にいろいろ収入であったり、金額的な売上げ、あとは経費部分とか、そういうのも確認させてもらっています。先ほど、また年度で売上高とかもちょっと月単位で頂いたりして客数が、ちょっと代わります。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。高木係長。

○商工観光係長（高木 淳君） 商工観光係長の高木です。今、真田の森で経営されている客

単価というか、想定は大体ランチで1,500円から2,400円程度、大体お店のキャパとしては最大30人程度となっておるもので、先ほど課長からもありましたが、売上げとしては月で大体100万円程度で、年間で、単純な売上げですけど、1,200万円程度の売上げとなっている状況です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。ちょっと今それをお伺いしたのが、計画で、令和7年度4,236人、令和8年度5,338人というふうに計画をされているというふうに伺ったんですけども、毎日10人から15人は来ていただかないと、この目標に達成しないという計算に単純に割るとなりまして、これが本当に達成できるのかというところにちょっと不安を感じたところがございます。これに関しては、いけると踏んで、課のほうで判断されたということでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。収支の計画、これは今回採点をしてやっているのですが、これが条件になると、この収支計画が達成できないような条件になるというところで全てが決まっているわけでは、そういうのを、これは達成できるできないをちょっと審議をしていないというのが正直なところで、点数として選定委員会で基準をクリアしているということで決定を頂いているというところで、最優先交渉権者として、今回ドラマカンパニーのほうで選定されたというものでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。これが基準に入っていないということではあるんですけども、本当に心配しているのは信用の面と本当に運営できるのかというところでして、過去に古民家食堂「真田の森」は食中毒を出していらっしやいまして、2016年に13人食中毒、無許可で営業しての食中毒ということで営業停止処分をされているかと思えます。こうした過去の経歴を見ますと、本当に信用に足るのかというところでもやはり不安を感じております。この点は、踏まえた上での審査ということでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。食中毒につきましても、少し候補者のほうと話をさせてもらって、現在、今度はどういうふうに注意してやっているのかというところで、今、一般的にHACCPと、指針みたいなチェック項目が並べられていて、この基準

をチェックで全部つけ、チェックでクリアできれば大丈夫というのが一般的に使われているものだということで、そういうのを運用しながら、そういう食中毒に対しては徹底しているということでしたので、そこについて、絶対注意してくださいということはお伝え申しているところです。

過去で1回出したのでというところで、じゃあ駄目ですと、ちょっと正直ならなかった、そこまでの決断はしていないですけども、今回いろんな意味で、チャレンジと言ったらあれですけども、いろんなところでこの募集したのが2者来たわけですけども、答弁の中でも申し上げたところで、なかなかホテルを運営しているようなところが手を挙げてくれるということはないんだなというのを本当実感したところなんですよ。

なので、この中でいろんな人に、取りあえずこちらもチェックしながら、こういうHACCP、こういうふうに改善もしているしというのが見られたことで、今回選定のほうをして、今回議案のほうに上げさせてもらったというところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） すみません。6番 須藤です。ちょっと細かく聞いて恐縮ですが、事前に情報を頂けていれば、あんまり聞かなくて済んだのかもしれないんですけど、今回初めて拝見しての質問になるので、ちょっと丁寧に聞かせていただいております。

やはり説明を伺っていても、本当にできるのかなというのが不安に残るところではございます。先ほど坪井委員もおっしゃっていたように、朝食つき3,500円宿泊というのは、かなり薄利多売型の営業になるかと思いますので、ある程度ニーズとか、客数を見込まないと、黒字にはならないだろうなというところも感じますし、2人でされているということで、人の運営のところは本当にうまくいくのかというところも不安に思っております。

これに関しては8人の委員会のほうで、もんで点数をつけた上なので、課のほうではあまり重視されていないということなんでしょうか。この点もしんしゃくした上で、このドラマカンパニーを選ばれているのか、ちょっとここが大変不安に思っているところです。いかがでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。雇用の関係については、今2人ということが出て、当然2人で回るわけがない話でございます。今の申請の計画書では、代表と副代表、その方々が総括とか、ホールの調理経営をやって、経理関係は、この2人がやるよとい

うことで、あとの職員については調理補助とホール補助、施設管理、宿泊対応補助ということと、あとシルバー人材センターのほうにお願いするのは、日常清掃とか、浴槽清掃とか、草刈りとかをお願いしたいということで、順次雇用をしていきたいということで、そういった雇用をして、施設として運用できるような形を考えているということでございます。

審査員のほうも、当然我々が施設管理者として審査する立場でも入っていますが、銀行さんとか税理士さんとか、そういう方々もメンバーの中に入っていますので、そちらのほうでの意見を言っていただきつつ、その方々も含めて、一応合格点60点だと思いますけど、皆さん、それぞれ合格点の中に入っていたということでございますので、それはそれで審査が適正に行われたということで考えておりますので、それで運用をしていただく。須藤委員が大変心配している、本当にできるのかというのは言うんですけど、それは僕らがチェックを管理していくということできたいと思っています。

ただ、ちょっと変な例を言って申し訳ない。市外のことでサンサンファームと、大須賀にあるところが昨日で、その前に営業形態が変わって、昨日で終わったということで、あそこも短い間で本当に指定管理者がすぐ手を引いちゃったということがありますので、そうならないように我々もしっかり目で見てやらなくてはいけないし、ここの運営審査会というのがありますので、そちらのほうも外部の人に見ていただく中で、助言、アドバイスをしていきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 質疑は以上です。

○委員長（西下敦基君） いい。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。やっぱりレストランというのは味が勝負と、それで審査員の方が、皆さんがどなた行かれて、おいしいな、また行ってみようという気持ちになったかどうか、そういう審査ですよ。一つの金銭的な問題だけじゃなくて、味が悪かったら、お客さん来ないですもんね。その辺の審査はされたんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。榎林課長。

○商工観光課長（榎林英介君） 商工観光課長です。味の審査は、正直できていません。プレゼンテーションの中では、あくまで紙とかで提案いただいているところですので、写真とかは見させていただいておりますが、審査項目の中にちょっと味というものがないものですから、それはちょっと商工観光課で、その辺できておりません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 分かりました。その点、この今契約を予定している条件というのがあるわけですが、その条件は変更できないですか。例えば、5年を3年にするとか、何かそういったところの条件をこちらから提案をしてということが出来ますか。

○委員長（西下敦基君） 再び質疑で。答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。公募という形を取りまして、募集要項で5年とうたっておりますので、基本的にそこは変更がないということで、今は5年のままということでなっています。

〔「5年だけじゃなくて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 補足説明を星野部長お願いします。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。一応公募をかけて、それで手を挙げてきた方ですので、それを変更しますよと、双方がオーケーと言ってくれば、できないことはないと思うんですが、我々としては、基本5年目でお願いしたい。

ただ、途中で問題があったりとか、変なことが起きれば、そこについてはしっかり審査をさせていただいて、状況確認して、状況に応じては、手を引いていただくということも最終手段では考えなくてはいけないというふうには考えています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） そこが大事だと思うんですよ。途中で、こちらが考えていたこと、先ほど何か著しいなとかと、部長さん言われましたよね。その著しいというのは、どういうことを指して著しいと言うんですか、例えば。

○委員長（西下敦基君） 星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） それは、山下委員の質問に対して、物価高があるものですか、そこで物価が著しく上昇したということになると、100円で買えたのが200円になっちゃった、そのまま経営できますかと、そこはやっぱり厳しいところがありますので、そういうのが著しい変化が生じた場合は双方が協議をして話し合っただけでどうするかというのを定めていますので、市の公共事業なんかも、著しい変化があった場合は、その対応をしないといけないということになっていますので、市のほうは、ほとんど単年度契約でやっていますので、年度なら何とか飲み込んじゃうんですけど、5年という長い年月だと、やっぱり先が今見え

ないものですから、そこはちょっと著しいという表現を使わせていただきました。

ただ、契約をどうするかこうするかというのは、しっかりした仕事をしていただけるか、指定管理でお願いしたことをやっていたか、黒字で、赤字ではないなというのをしっかり判断して確認していくというような形で考えています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） しっかり仕事をしていただいているかどうかの中に、先ほど13人の食中毒を起こしたという、そういう話が出ていましたが、そういったものもそれに入るわけですか。そのときの事情にもよると思いますが、その契約を、解約をするという、そういう事態を想定して、どんな場合に契約を解約するという何かお考えがあるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。食中毒が起きてはならないことだとは思っているんですけど、どんな原因でなるか分かりませんので、もしそういうことがあれば、保健所が必ず入ってきますので、保健所に確認をしていただいて、原因が何であるかを確認した中で、その結果をもって協議していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○8番（鈴木直博君） はい、分かりました。

○委員長（西下敦基君） ほかに関連するほう、関連していますか。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） どちらも関連。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） じゃあ、先に2番。

○2番（東 和子君） すみません。2番 東です。じゃあ、関連です。ちょっと質問させていただきます。

そうしますと、例えば、今、食中毒の話が出ましたけど、もちろん保健所が入って、衛生管理します。ブドウ球菌とか、いろいろな細菌の原因を調べるでしょうし、感染経路も調べると思います。

問題は、それ以前に、例えば調理師さんの免許を持っていたりすると、やはりそういう衛

生面の管理となるんですけども、その辺の資格があるかどうか、ちょっと質問したいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。調理師免許と、あとまた営業許可証とかが必要になってくると思うんで、そこら辺の関係を聞いてそこら辺の関係はいかがですか。

答弁を求めます。高木係長。

○商工観光係長（高木 淳君） 商工観光係長。今、飲食を経営されていますので、検査は受けておると、持たれていることだと、営業許可については、契約をする前に営業許可の認定、状況を確認して、そこで営業許可をという形になります。今の状況では、ドラマカンパニーさんに小菊荘の営業許可というの、まだ下りていない状況です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。そしたら、16番。

○16番（横山隆一君） 単純に、簡単な、簡潔に答えてくれればいいんですが、先ほど経営上の問題、運営上の問題で、著しく計画と違ったとか、そういったような事態になった場合の契約の問題の破棄等について、しっかりした規定というんですか、仮に状況によっては賠償に関わる問題も出てくると思うんですが、その辺の規約、規定という、そういうところもあるかどうかという点がまず1点。

それと、時間もないんで、簡潔に答えてくれればいいんですが、公募する条件の中に、以前のビール法人のときもそうだったんですけども、できるだけ物品販売等、利用者に対して地場産品を使うであるとか、あるいは何ですか、改修工事等においては地元の企業を優先するであるとかという、そういうようなことをやるべきかという話をさせてもらったことがあるんで、公募条件の中にそういったようなことや、あるいはプレゼンがあったときにそういったことが入っているかどうか。

それと、3点目は、この施設は私が前から申し上げているんですが、小菊荘と、それと獅子ヶ鼻公園、それとグラウンドというのは、これは一体であると、この一体性を、三位一体じゃないですが、そういうことによって、この施設の周辺の魅力というのはあると思うんですが、その辺に対するプレゼンというのはあったかどうか、3点ですけど、簡単に、簡潔に答えてくれればいいです。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。まず、1点目のこれから協定書を契約する中で、そういう契約を解除するよなというところで、まだちょっと基本、まだ契約まで行っていないんですけども、協議の中で契約を解除できる、協議した上で解除できるという

のは、普通に入ってきます。

その後で、ちょっと補償、今どっちに責任があるかでというのも、ちょっと相手、一方的にならないような形で組まなきゃいけないと思っていますので、そこもちょっとまた、そこ等は少し調整させていかなきゃいけないと思っておりますので、今ちょっとまだ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（樽林英介君） 2つ目の公募の条件、地場産品ですけども、地場産品を使うというのは、提案の中にもございまして、応募条件にもあるし、提案の中でも、地場産品を使っていくよというのはありました。

〔「ああ、そうですか。はい」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（樽林英介君） 工事のほうは、地元工事業者を使うというのは、ちょっとそこまで入れていないです。

それで、提案の中には、シルバーを使うという、そんな。シルバー人材で。

〔「管理等については、今さっきので分かりましたので」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（樽林英介君） はい。

○委員長（西下敦基君） 1回、質疑と答弁を切っていいですかね。今の回答で、また発言するんだったら。

〔「いやいや」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（樽林英介君） 以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁がありました。質疑はありますか、質疑があったら手を挙げていただいて、議事録が困る。16番。

○16番（横山隆一君） 3点目で言ったのは、小菊荘とグラウンドと蓮池公園が三位一体だということに対してどのような企画があった、提案があったかということ、3点目で聞いたわけ。答弁がなかった。

○委員長（西下敦基君） では、答弁漏れということで、回答をお願いします。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。提案の中で、まずは獅子ヶ鼻砦跡の戦国つながりで戦国グッズとか、そういうのもちょっと販売で、レストランで、まだ提案の段階ですけども、小山ゆうさんと何かちょっとやりたいとかという。

〔「小山ゆう」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（樽林英介君） 森とか、そういうので何か、ちょっと全然具体的になる話か

どうかというのはあれですけど、提案の中ではそういう提案がございました。

グラウンドについては、少年野球を将来的には教室みたいなのをやったりとか、そういう人を呼び込むような、人が交流できるような場所の提案ということでございました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、というのは、これまでの小菊荘の運営上の収益というのは、一番大きいのは合宿だったんですね。ほんで、菊川の運動公園を使ったり、小菊荘のグラウンドを使ったりできるわけですけども、さっきの数字からすると、厳しいなという思いはあるんですけども、だからその辺でどういう提案があったかということを実は聞きたかったわけですが、今の答弁だと、なかなか難しいような気がしますけども、もう一点は、関連してですけども、これまでの小菊荘は送迎用のバスを持っていたんですけど、今ないですね。あるんですか。

○委員長（西下敦基君） じゃあ、答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。小菊荘には、以前2台ありましたけど、ちょっと整備ができていなくて、古いものですから、今年中に処分のほうを考えているので、スタートするとき、送迎バスはない状態になります。

〔「ないんですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） まあいいでしょう。

○委員長（西下敦基君） ちょっと関連で、自分から、今、グラウンドのほうが多分貸出しが今までどおりで、新しい指定管理になって、そこが変更があるのか、あとそこのグラウンドの使用料も収入に入ってくると思うんですけど、そこら辺はどれぐらい見込んでいるのか答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。今、小菊荘のグラウンド、ナイターのほうの貸出しは、今ちょっと委託になっている状態の中では、社会教育課のほうが窓口になるんですけど、これ指定管理者になった場合には、指定管理者が受け付けて、指定管理者がその収入をもらうという仕組みに、以前もそうだったんですけど、その仕組みに戻すということと考えております。その収入とすると、収支の計画の中には見込んでいる形で、年で60万程度見込んでいるところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。自分は確認ですので、それでいいです。

ほかに関連質疑、ほかの質疑があれば、17番。マイクをつけてください。

○17番（山下 修君） 1点だけ、確認させてください。

先ほど、この前の補正の審査の中で、小菊荘の指定管理料で350万、年間700万ぐらいでしたかね。その中で、光熱費とかと、そういうのがありました。小菊荘で、それは自主管理で、レストランでやったり、いろいろ調理やったり、いろいろそういったことに電気使ったり、水道使ったり、ガス使ったりと、こういうのがあるんですけども、それに充てるべきお金が入ってくるのかどうかと。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。今回指定管理料で渡すのが令和5年度に実際、指定管理の運営じゃない状態でかかった経費としてどのぐらいかかる、このぐらいかかるんだったら、これを指定管理料にしようというのが出発点のところなので、今後運営がどんどん増大されていって、光熱費とかが増えても、そこは指定管理者の収支の中でやっていただく話なので、特別、開けていない分、指定管理がやっていなくて、ただ空いているだけでもかかる費用相当として、今回指定管理料を設定しているので、そんな使い、入っていますけども、今後増えていくのを、そういうの見込んでいるものではないです。光熱費相当という言い方がいいのかもしれませんが、そんな考え方です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） ということは、宿泊等とか、いろいろあれすれば、相当な水道料金とかというのはぐんと上がるわけですよ。そこまでは見ていないということですよ。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） はい、分かりました。

○委員長（西下敦基君） 回答はないということでよろしいですか。

○17番（山下 修君） はい。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑があれば、14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。初めと終わりで、申し訳ないですけども、最終的に指定管理者としてなった場合についてお伺いしたいと思うんですけども、指定管理者に対する監督と事業内容の、要するに点検、モニタリング、こういったものの関係については、地方自治法の244条の2の第10項に定められているもので、本来的には実地検査をなさいますよと

いうことに基本的になると思うんですよね。

そういうことによって、業務報告書の聴取、それから利用者のアンケート実施、それから事業報告書の提出、施設管理評価をして、指定の取消し、こういうようなこともやりますよというようなことだと思うんですよね。

ですので、いろいろ出ておりますけれども、基本的に期間の関係、これを5年ということに決めましたよね。そういった関係については、こういったものがあるから、要するにこういったものでいろいろ調査をし、実施し、そういったもので評価をし、最終的には取消しもできるというようなことの意味合いで恐らくやられると思うんですよね。

そういうことでやってもらわないといかんなど思っているんですけれども、ほんで、私は、それこそ小菊荘の地元の議員として、あの周辺には本当にお店屋がなくて、その前に、西嶺田のところに「キッチントマト」というのがあるんですね。大変今、はやっています。お昼時期に行くと、いっぱいになっています、本当に。

そういうことを含めると、可能性というのはあるんじゃないかなということも思うんです。なぜなら、駐車場が広いですね。やっぱり一つのPR手法、こういったものの関係が憂慮するんじゃないかなと思います。

ほんで、その小菊荘が2年ばかり夜が、明かりがついていない状況を考えると、非常に寂しい感じがしたものですから、ぜひ今回は何が何でも期待をしたい、そういうふうな感じだけですけれどもね。

若干この内容を見ると、少し心配にもなるんですけれども、それによっての関係がクリアできればありがたいなっていうことを思っています。

委員長、質問ではありませんけれども……。

○分科会長（西下敦基君） 改めて、自由討議でまた言っていただいても。

○14番（松本正幸君） はい。二度と言いません。（笑声）

○分科会長（西下敦基君） じゃあ質疑、6番。

○6番（須藤有紀君） 松本議員にきれいに締めていただいた後で大変申し訳ないんですけれども、1点だけ。

このドラマカンパニーさんが、バーベキュー場と、キャンプ体験と、スポーツ合宿と、サウナ設置とかいろいろ外の設備を変えることを考えていらっしゃるということなんですけれども。先ほど補正のときに、東委員からの質疑で出た遊具の撤去と設置。これは市のほうでやる仕事なのか、そのドラマカンパニーさんと協議した上で構想を考えていくものなのか、

この分担のところだけ確認できればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。樽林課長。

○商工観光課長（樽林英介君） 商工観光課長です。

蓮池公園の遊具につきましては、今年中に2つ、ちょっと今、使用停止にさせてもらっているところがあります。それについては、4月の前に撤去を計画しておりますので、市のほうで行います。

基本的に修繕については、運営しているときに起こった修理が必要なものの30万円未満は、指定管理者にやってもらいますけれども、そのほかは市のほうで、金額が大きいものとか、やっぱり、根本的に建物の躯体の関係だったりとか、そういうのは市のほうでやっていくので。すみ分けは、金額であったり修繕理由になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

質疑はありますか。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で審査を終了します。

ここで執行部退席となります。お疲れさまです。

〔執行部退席〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

特になければ、私から……。じゃあ6番、どうぞ。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

やはり、小菊荘がちゃんと運営されて盛り上がるのは非常にいいことですし、E n G A W Aで登記された会社が経営をしてくれるっていうのも非常にいいことで、嬉しいんですけど。ただ、指定管理として小菊荘に入るっていうと、やっぱりちょっと話が別で、不安が残るなっていうのが正直な感想です。

〔発言する者あり〕

○6番（須藤有紀君） はい、そうですね。人的基盤いろいろ……。小菊荘に夜逃げされたら本当に目も当てられない状況になりますので、本当に運営を注視していただきたいと思えますし。

今、小規模で経営をされていると思いますので、小規模経営のところ、大きな小菊荘と

いう施設を使つての運営に成功できるかというところは、非常に難しいかなというところを個人的には感じております。なので、すごく慎重に、これは考えていきたいなと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。

私も会社を経営していますが、やっぱり経営っていうのは、基本的には最終的には利益を出さなきゃいけないんですね。それで、私のところもそうだったんですが、やはり固定費が一番ネックになっていくんです。売上げが当然、絡んできますけれども。そのときに、今回の指定管理料っていうのは固定費を補償されるということなんで、そうした意味では、私は非常に期待をしているし。正直言いますと、彼を知らないわけではないんですが、可能性はかなり高いというように見えています。

彼のことちょっと、補足じゃないですが、私の知る範囲ですと、真田の森の経営をしていますけれども、それ以外に掛川の連雀通りに本陣通りっていうのがあるんですが、あれは青年会議所——私も所属していたんですが——のメンバーがそろって、これは立ち上げたもので、それであるとか。皆さん方、ご存じでしょうかね。「遠州ナビ」っていう冊子があったんですが、この企画編集を、たしか代表をやられて。非常にアイデアマンで、アイデアだけにすぎるわけではないんですが。

企業経営っていうのは、今、言うように固定費が幾ら補填できるかが勝負なんですね。そういう意味では、若干の心配事っていうんですか、過去の実績の中で心配するところもあると思いますけれども。

小菊荘という、これまで小笠町時代に、前にも申し上げましたけれども、合併協議会のあるときに、これを廃止するっていう話もあったんですけども、小笠地区の議員をはじめ代表の方が、どうしても残したいっていうことで残した施設でもあるし、その後、市政になってからも改修工事をやったりした施設ですので、何としてでもうまくやっていただきたいという思いを持っています。

ですから、経営は彼らに任せるしかないわけですがけれども、本当に私としても期待をしているところがございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方はお願いします。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） 取りあえず、じゃあ、つなぎで自分から。

ただ、空かしていても管理費はどうしてもかかってしまう。あと、経営はやっぱし、どうしてもリスクはあるものですけど、そこら辺は、やっぱし地元を活性化していきたいっていう、少しでも思いがあるんでしたら。最初の立ち上げから、なかなか順調に経営していくっていうのは、その間がちょっと不安が残るのかなと思います。どうしても指定管理で、ほかのお店とかお土産屋さんとかを見ていると、結構、変わっているところがありますけど。何にしても、やっぱし何かやっていただいて、チャレンジすることも必要なんじゃないかなっていう思いもありますので。

ただ、やっぱし、こういった意見は、ちゃんと向こうの経営者に伝わって、そこを肝に銘じて経営をしていていただく。そういったことを、リスク管理じゃないですけど、行政のほうもチェックを入れていってくれれば、お金も全部渡すわけじゃないってこともありましたので。そこである程度、様子を見ながら、最初はチャレンジをしていただく必要があるのかな。何かあったときは、またそのときにちゃんと協議して、切るなりということも伝えればいいのかと思います。

取りあえずは、現時点での判断ですと、取りあえずやっていただくべきかなっていうのは、ちょっと私は感じました。

私の意見としては以上です。委員長が意見を言っているのか、悪いのか。3番。

○3番（坪井仲治君） ついでに隣の者が。

この方は内田の出身者ってということで頑張ってもらいたんですけど。前の指定管理のところ結構、経営体力があるところだったんですけど、やっぱり最終的にお弁当を作れない、バーベキュー場をやったんだけど、バーベキューをやったのに人足りないとかそういう事情があって、結局は尻すばみになってしまったっていうのがありますので。

いずれにしても、もう2人からスタートってところですんで、パートさんも不定期で採用っていうことになっております。ということで、その辺が非常に不安なんですけど、チャレンジは、もっとしてもらいたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。

先ほど言っていたと思うんで、二度と言わないようにしようかなと思ったんですけども。本来、小菊荘の管理そのものは、やっぱりグラウンドと蓮池公園の一体的整備ですね。管

理も含めた中でやっていかなければならないと思いますし。

また、小笠地区のあの地域によっては、顔になるようなところだと思っているんですね。「どうする家康」の関係のとりでがありますし。あのときに、やはり商工観光課が、「あそこは一過性で終わらないように整備をします」ということを言っていたんですね。それにもかかわらず、蓮池公園の管理自体が、僕も何度も行って見ている。僕の中の写真も入っているわけです。その都度、商工観光課のほうには行って注意を促したんですけども、それでもまだまだ、遊具の関係がテープを巻き、そのままの状態になっているっていうことは、基本的にあそこに管理主体がないから、うまくないんですね。

そういった環境を含めて見ると、これからは一体的に管理していく上には、やっぱりあそこに、小菊荘の中に、そういったやってくれる人、そういった人がいないと、本当に寂しい気がしますし、地元の活性化、こういったものにもつながってくるんじゃないかなと思います。

あそこの人たちが、とりでっていう一つのスタッフ、いわゆる組織をつくって管理をしていたもんですからね。その人たちが、年が大分、大きくなってしまって、その若い人が入っていただくような形のものになってくれればさらにいいんじゃないかなと思うことと、女性採用、そういったものを少し考えていただく方向で考えていただければ一番いいんじゃないかなと思います。

それで、先ほど、話が出ましたけれども、やはり、そういった関係上、非常にお客のほうは、つかめるような可能性がします。それで、入り口のところでフットサルをやっていますね。そういったものの関係でも貢献できるんじゃないかな、そういうふうに思いますのでね。

ぜひ、そういった関係で、私もそういう考え方を。少し心配には思っているんですけども、やっぱり、チャレンジしないとなくなるとは思っていますよ、こういったことは。そういった意味合いを持って取り組んでほしいな。そういう気がいたします。お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2回目で、すみません。

今の、ほかの議員さんたちのご意見を伺っていて、確かにチャレンジ精神、大事だなんていう気持ちになってまいりまして。でも、ただ懸念事項があるっていうことは確かなので、もし、これが可決されて賛成されるのであれば、委員会として意見書を添付して提出とかできれば。附帯決議は今、菊川市議会ではできないので、何らかの形で、懸念事項ですとか、「もっとこうしてほしい」という意見を、議会として提出したほうがいいんじゃないかな

というのを感じております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに意見があれば。この件に関してでも、どちらでも。17番。

○17番（山下 修君） 先ほど、公園につきましても、小菊荘につきましても、指定管理の条件ってというのは、いろいろ聞きました。それで、当然、今からは、あそこの営業してやっていかなきゃいけないということが基本的にあって、その指定管理というのは、この形になっています。

そこで、それを利用した形で、ある意味で一つチャレンジしていただけるっていう方が来たということでございますので、皆さんでその自主事業のことを、皆さんで盛り上げて応援していただいて、チャレンジしていただく。こういう形で、ぜひ、やっていただきたいなど、こんなふうに思います。

菊川市にとって、すごく大きなハンデがあるのかないかとか、僕はそうは思わないし、もう少し前向きな形で取り組んでいただければなど、考えていただければなど、こんなふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 今、須藤委員が言ったんですけれども、私も附帯決議なり意見書なりでいいと思うんですけどね。この施設は、今、言ったように、非常に期待値が高いですね。それで、今後の菊川市を運営していく上においても、シティプロモーションになり得る拠点に、私はなると思っているんですよ。そんな話も彼とはしたんですけど。

今、言うように、議会としてもやっぱり、小菊荘の今後の運営状況においても、意見書あるいは附帯決議を出すことによって、逐次、報告をしてもらうとか、そういったような意見書なり附帯決議を出すっていうのは、私は必要だとも思いますので。もし、可能であれば、そんなこともやっていただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） すみません、ちょっと意見書という話が出ていて。私の認識では、国に出してとかするものだなと思っているんですけど、意見書を事業者に宛てて出すつもりなのか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ただ、市に出していくんだったら、今、質疑とかで、市も大分懸念はされているっていうのは、答弁であったかなと思いますので、それをまた改めて意見書

を出すっていうのは、ちょっと自分はどうなのかなと思いましたが。

ほかにご意見があれば。十分、ここで審議されていることも執行部は知っていますので、それをまた改めて。意見書も、ただ出して、それが確約できるものでもないっていうものもありますので。十分、議会としては心配はあるとは、執行部も分かっていることかなと思います。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。

皆さんの意見に、おおむね賛成です。私は、反対かなと思っていたんですが、いろいろ、244条の2っていうそういう法律もあるということで、安心しました。やっていただいたほうがよろしいんじゃないかなと。

意見書については、ちょっとよく分かりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 取りあえず自由討議で、時間も決まっていなんですけど、採決があつて、なるべく全員言ったほうがいいっていう意見がありますので。ご意見がある方は簡潔にお願いして、なければ採決に移る感じでいいですか。

〔「もういいですよ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいですか。

〔「採決しても」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

それでは採決をいたします。議案第81号 指定管理者の指定について（菊川市営保養センター「小菊荘」）について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（西下敦基君） 挙手多数。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第81号 指定管理者の指定についての審査を終了します。

ただいま出されました意見等を基に委員会報告を作成し、20日の本会議に報告させていただきます。

以上で、本日本日予定していた審査は全て終了しました。

坪井副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副分科会長（坪井仲治君） お疲れさまでした。提出どおりに言おうと思います。せっかく

瀬々さんに作っていただきましたので。

本日はこれをもって散会とします。お疲れさまでした。

○書記（瀬々 君） 互礼をもって終了いたします。相互に礼。

散会 午後 4時26分